

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 4 号

(本市が行う介護保険)

第 1 条 本市が行う介護保険については、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)その他の法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第 2 条 富里市介護認定審査会の委員の定数は、20 人とする。

(介護認定審査会の委員の任期)

第 2 条の 2 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 6 条第 1 項に規定する条例で定める委員の任期の期間は、3 年とする。

(保健福祉事業)

第 2 条の 3 市は、法第 115 条の 49 に規定する保健福祉事業として、要介護者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態となることを予防するために必要な事業その他の必要な事業を実施するものとする。

(保険料率)

第 3 条 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に
応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 25,600 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 38,600 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 38,900 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 50,700 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 56,400 円
- (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 67,600 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 73,300 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 84,600 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 95,800 円
- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 101,500 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 107,100 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 112,800 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 118,400 円

2 令和 6 年度から令和 8 年度までの令第 38 条第 1 項第 9 号の基準所得金額は、同条第 9 項第 1 号の規定にかかわらず、400 万円とする。

3 第 1 項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、16,000 円とする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,300 円とする。

5 第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,600 円とする。

(普通徴収に係る納期)

第 4 条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 15 日から同月 31 日まで

- 第2期 8月15日から同月31日まで
- 第3期 9月15日から同月30日まで
- 第4期 10月15日から同月31日まで
- 第5期 11月15日から同月30日まで
- 第6期 12月10日から同月25日まで
- 第7期 翌年1月15日から同月31日まで
- 第8期 翌年2月15日から同月末日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定めることができる。この場合において、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料額の算定)

第5条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第6条 保険料の額が定まったときは、市長は、速やかに、これを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(延滞金)

第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるとき又はその額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(保険料の徴収猶予)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める理由があること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める理由があること。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めた場合は、これらの日以後においても申請することができる。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
 - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
- (保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(富里市介護保険運営協議会の設置)

第11条 市は、介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、富里市介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第12条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

(1) 法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画の策定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営に関すること。

(組織)

第13条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験者
- (3) 保健又は社会福祉関係団体に所属する者
- (4) 介護保険サービス事業に従事する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第14条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第15条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、参考意見又は説明を聴取することができる。

(分科会)

第17条 協議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。ただし、市長が認めた場合は、協議会の委員以外の者が、分科会の委員となることができる。

3 前項ただし書による分科会の委員の委嘱及び任期は、第13条第2項及び第14条の規定を準用する。

4 分科会の運営については、第15条及び第16条の規定を準用する。この場合において、第15条及び第16条中「協議会」とあるのは、「分科会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第18条 協議会及び分科会の庶務は、介護保険主管課において処理する。

(罰則)

第 19 条 この市は、第 1 号被保険者が法第 12 条第 1 項本文の規定による届出をしないとき(同条第 2 項の規定により当該第 1 号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

第 20 条 この市は、法第 30 条第 1 項後段、法第 31 条第 1 項後段、法第 33 条の 3 第 1 項後段、法第 34 条第 1 項後段、法第 35 条第 6 項後段、法第 66 条第 1 項若しくは第 2 項又は法第 68 条第 1 項の規定により被保険者証の提出を求められて、これに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する。

第 21 条 この市は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第 202 条第 1 項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 22 条 この市は、詐欺その他不正の行為により保険料その他この条例の規定による徴収金(法第 150 条第 1 項に規定する納付金及び法第 157 条第 1 項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

第 23 条 前 4 条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 前 4 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

(委任)

第 24 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 12 年度及び平成 13 年度における保険料率の特例)

第 2 条 平成 12 年度における保険料率は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 3,600 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 5,400 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 7,300 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 9,100 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 10,900 円

2 平成 13 年度における保険料率は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 10,900 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 16,400 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 21,900 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 27,300 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 32,800 円

第 3 条 平成 12 年度の普通徴収に係る保険料の納期は、第 4 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第 1 期 10 月 15 日から 10 月 31 日まで

第 2 期 12 月 10 日から 12 月 25 日まで

第 3 期 2 月 15 日から 2 月 28 日まで

2 平成 12 年度において第 4 条第 2 項の規定を適用する場合においては、同項中「別に定めることができる。」とあるのは「10 月 1 日以後において別に定める時期とすることができる。」とする。

- 3 平成13年度においては、第4期から第6期までの納期に納付すべき保険料の額は、第3期の納期に納付すべき保険料の額に2を乗じて得た額とすることを基本とする。

(平成12年度及び平成13年度における普通徴収の特例)

第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(次条において「平成12年度通年保険料額」という。)を6で除して得た額に、平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日が属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日が属する月を除く。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。

- (1) 平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の保険料額(以下「平成13年度通年保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
- (2) 平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額

第5条 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。以下この条において同じ。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 当該該当するに至った日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合 該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額
- (2) 当該該当するに至った日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成12年度通年保険料額を6で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
- (3) 当該該当するに至った日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額、該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額を18で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (4) 当該該当するに至った日が、平成13年10月中である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額並びに該当するに至った令第38条第1項第1号から第4号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成13年度通年保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
- (5) 当該該当するに至った日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合 令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を3で除して得た額、令第38条第1項第1号イ、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ又は第4号ロに該当しなかったとした場合の平成13年度通年保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から

当該該当するに至った日が属する月の前月までの月数を乗じて得た額並びに該当するに至った令第 38 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに規定する者として支払うべき平成 13 年度通年保険料額を 9 で除して得た額に当該該当するに至った日が属する月から平成 14 年 3 月までの月数を乗じて得た額の合算額
(関係条例の廃止)

第 6 条 富里町介護認定審査会の委員の定数等を定める条例(平成 11 年条例第 19 号)は、廃止する。

(延滞金の割合等の特例)

第 7 条 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

2 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合(延滞金特例基準割合を除く。)が年 0.1 パーセント未満の割合であるときは、年 0.1 パーセントの割合とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等の猶予に関する経過措置)

第 8 条 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間は当該事業を行わないものとする。

2 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に規定する事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は当該事業を行わないものとする。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第 9 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいう。)に所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 3 条第 1 項(第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア及び第 9 号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則(平成 13 年 3 月 27 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 12 月 25 日条例第 31 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 25 日条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月22日条例第14号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度及び平成19年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 30,900円
- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 30,900円
- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 38,900円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 35,100円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 35,100円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 42,600円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 50,600円

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 38,900円

- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 38,900 円
- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 42,600 円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの(以下この項において「第4項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 46,900 円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 46,900 円
- (6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 50,600 円
- (7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第4項経過措置対象者に限る。)が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 54,400 円

(平成20年度における保険料率の特例)

第4条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令(平成19年政令第365号)による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。この条において「新平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 38,900 円
- (2) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 38,900 円
- (3) 第3条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 42,600 円
- (4) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第1号に該当するもの 46,900 円
- (5) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第2号に該当するもの 46,900 円

(6) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第3号に該当するもの 50,600 円

(7) 第3条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第3条第4号に該当するもの 54,400 円

附 則(平成19年6月22日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日条例第8号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第3条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第3条第1項の規定にかかわらず、39,300 円とする。

附 則(平成24年3月16日条例第9号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の富里市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第3条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第3条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の条例第3条の規定にかかわらず、30,200 円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、改正後の条例第3条の規定にかかわらず、42,800 円とする。

附 則(平成25年9月27日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 改正後の条例附則第7条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月17日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年6月19日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月17日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた富里市介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月30日条例第32号)

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月19日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第13条第2項の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においてもすることができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、平成31年7月31日までとする。

附 則(平成30年3月14日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月21日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月5日条例第29号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和2年9月25日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の附則第7条の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月18日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第7条第2項の規定は、同年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富里市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(延滞金に関する経過措置)

- 3 この条例による改正後の附則第7条第2項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月18日条例第11号)

(施行期日)

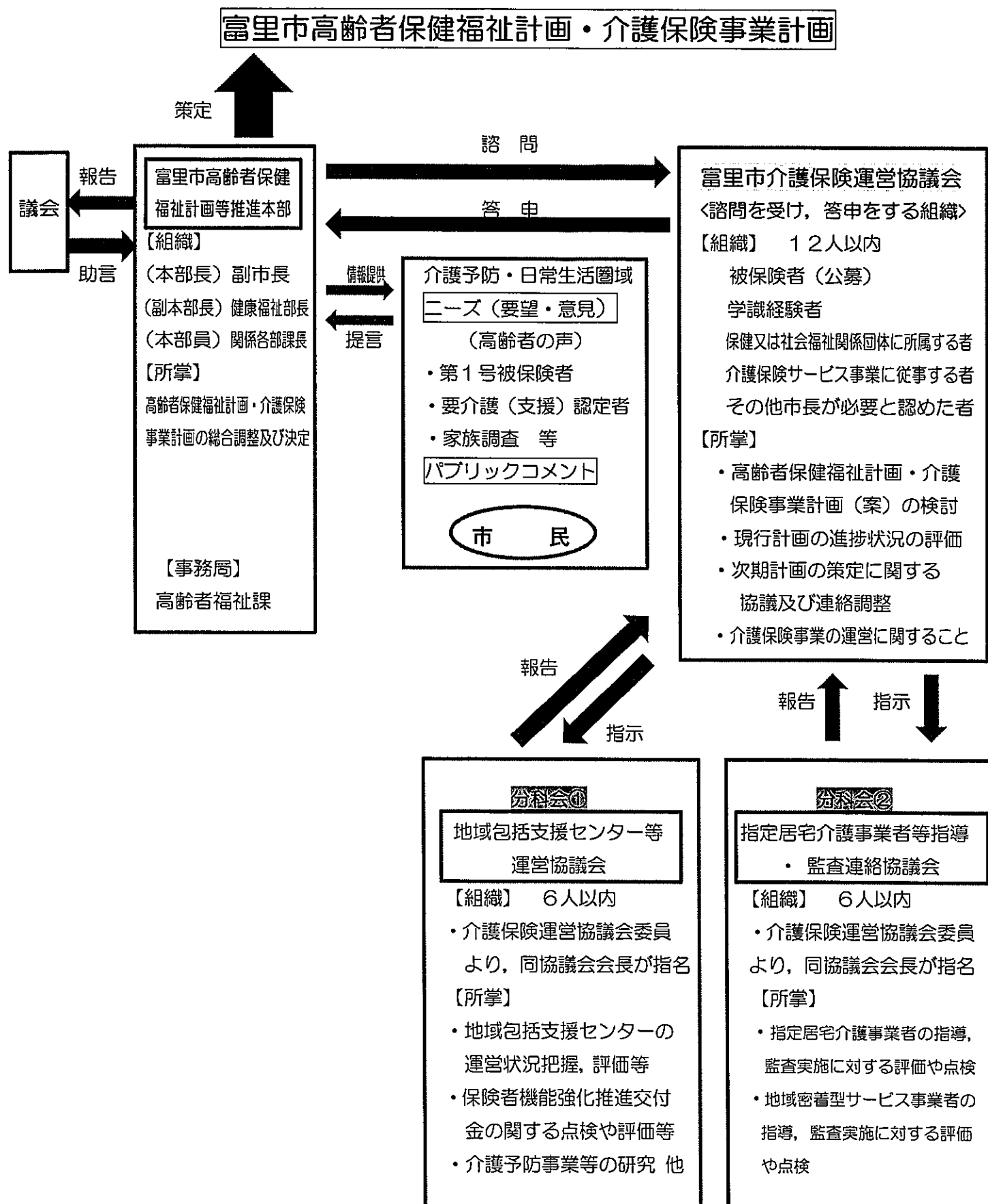
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

介護保険運営協議会の組織図



(案)
富里市介護保険運営協議会委員 名簿

資料2

任期: 令和7年8月1日から令和10年7月31日

	区 分	氏 名	団体名等	備考	分科会
1	被保険者の代表	みな かわ たかし 皆 川 高	第1号被保険者	公募	
2	同上	さ さ き か よ 佐々木 佳 代	第2号被保険者	公募	
3	同上	たか さき けい こ 高 崎 啓 子	第1号被保険者	公募	
4	保健福祉関係団体に 所属する者	たん さ く こ 丹 さ く 子	富里市地区保健推進員協議会	推薦	
5	同上	いし い みちよ 石 井 みちよ	富里市社会福祉協議会 (中部西地域包括支援センター)	推薦	
6	同上	むろ い よし ひろ 室 井 慶 擴	富里市民生委員児童委員協議会	推薦	
7	学識経験を有する者	あ づま みち お 我 妻 道 生	富里市医師連絡協議会	推薦	
8	同上	た むら ゆ き 田 村 由 紀	居宅介護支援事業者・サービス事業者連絡会	推薦	
9	同上	つち や かず ひで 土 屋 和 秀	富里市社会福祉協議会 (中部東地域包括支援センター)	推薦	
10	介護サービスに関する事 業に従事する者	ひら た さち こ 平 田 幸 子	株式会社千葉総合介護サービス (北部地域包括支援センター)	推薦	
11	同上	しか だ ち はる 鹿 田 千 春	社会福祉法人清郷会 (南部地域包括支援センター)	推薦	
12	同上	やま だ えつ み 山 田 悦 美	医療法人徳洲会	推薦	

(区分別・敬称略)

分科会 名称

- ① 富里市地域包括支援センター等運営協議会
- ② 富里市指定居宅介護事業者等指導・監査連絡協議会

資料3

富里市高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

【概要版】



■計画の趣旨

我が国は、総人口が減少に転じてから既に十数年が経過し、世界でも類を見ない速さで高齢化が進んでいます。本市においても、高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者の増加などが想定されます。そのような中、令和4年10月に「とみさと元気なまち宣言」を行い、食を通した元気な身体づくり、運動を通した健康づくり、地域のつながりを通した支え合う地域づくりの3つの柱により、元気で生き生きと暮らせるまちを目指しています。「富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」では、前計画での取組を更に進め、重点目標として介護予防に注力しつつ、地域包括ケアシステムの深化・促進のための取組や、認知症施策の推進、介護人材の確保、介護現場の生産性向上等を総合的に推進していきます。

■計画の位置付け

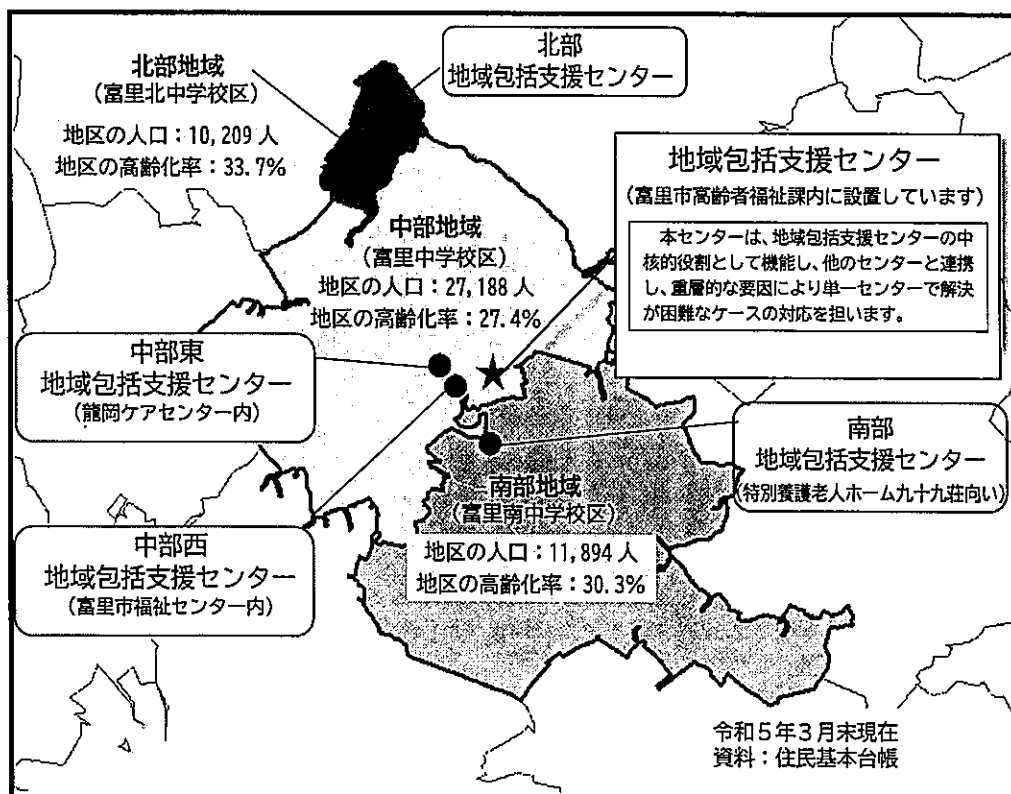
本計画は、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画と、介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つの計画を一体的にまとめて策定しています。また、富里市総合計画を上位計画として、本市の関連する個別計画、さらに千葉県の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画とも調和・連携を図っています。

■計画の期間・策定体制

第9期計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。介護保険法に基づき3年ごとに計画の見直し・策定を行うため、令和5年度に第8期計画の見直しを行い、第9期計画の策定を行いました。

また、第9期計画策定に当たっては、被保険者となる市民、学識経験者や保健・医療・介護・福祉関係者等で構成される富里市介護保険運営協議会において、各種施策等に関する検討を行いました。

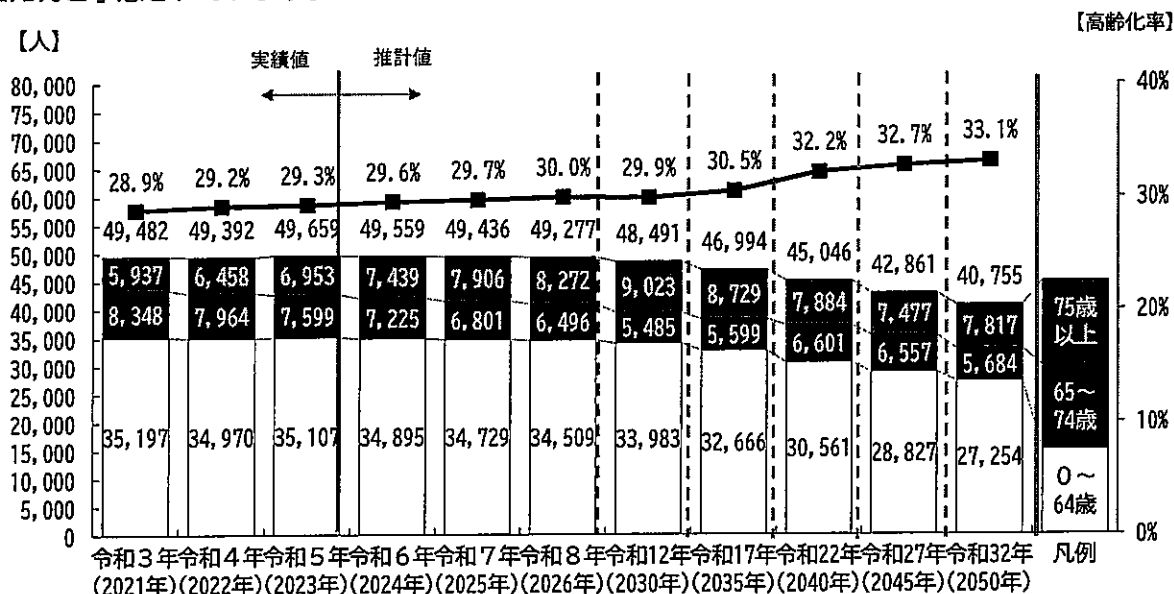
■日常生活圏域



1 富里市の現状と将来推計

■将来人口

本市の将来人口は、全国で団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年49,436人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年で45,046人と推計され、徐々に人口減少が進んでいく見込みとなっています。一方で、高齢化率は横ばいがしばらくの間続く見込みとなっており、令和7年で29.7%、令和22年で32.2%と予想されています。

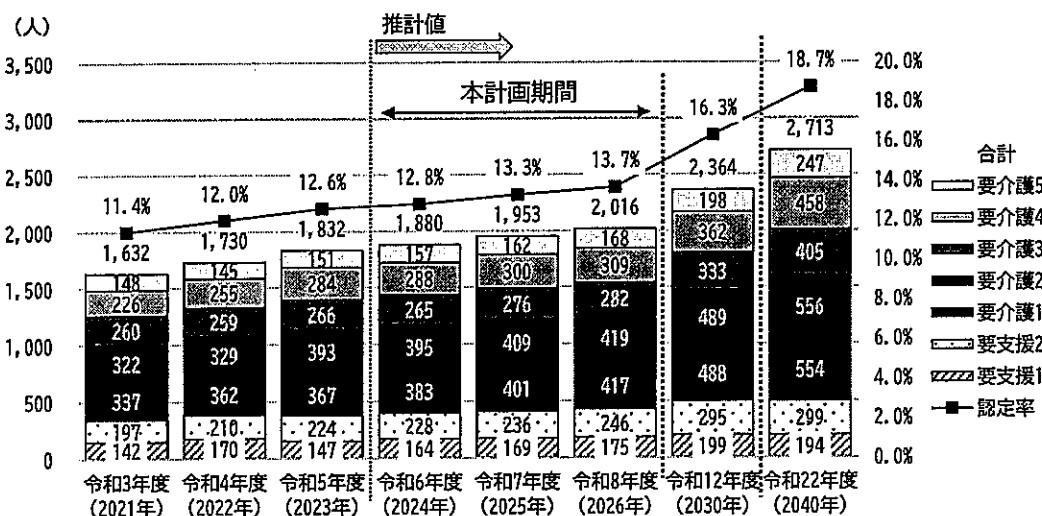


※令和2～5年9月末の住民基本台帳人口から、コーホート変化率法により推計

■第1号被保険者の認定者数と認定率

本市の、令和5（2023）年度の第1号被保険者の要介護認定者数は、1,832人となっています。本計画終了年度の令和8（2026）年度には、2,106人程度に増加し、令和5年度に比べ約1.1倍となる見込みとなっています。さらに、令和12（2030）年度には2,364人、令和22（2040）年度には2,713人程度に増加し、それぞれ令和5年度に比べ約1.3倍、約1.5倍となる見込みとなっています。

また、第1号被保険者に占める認定者数の割合である認定率は、令和5年度の12.6%から令和8年度には13.7%、令和12年度には16.3%、令和22年度には18.7%に増加することが見込まれています。



※令和3年度から令和5年度は9月時点の実績値。令和6年度以降の推計値は、厚生労働省「見える化システム」＝将来推計総括表（自然体推計）。



2 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念と重点目標

■基本理念

地域でつながり守り合う いつまでも自分らしく暮らせる 元気なまち

■重点目標

【重点目標1 介護予防の推進】

本市では、今後更に高齢化率が上昇していく見込みとなっており、早期からの健康づくりが重要となっています。

このため、介護予防に注力していくこととし、運動を通じた健康づくりを含め、高齢者の健康づくりに資する様々な取組を積極的に推進していきます。

【重点目標2 安定的な介護サービスの確保】

介護が必要となっても、安心して必要なサービスを利用できるよう、安定的な介護サービスの確保に努めます。

特に介護人材の確保や、介護の担い手への支援を充実させ、誰もが住みなれた場所で最後まで介護が受けられるよう、一層の支援に努めます。

【重点目標3 地域のつながりを大切にした支え合う地域づくりの推進】

高齢者の健康維持には、社会参加も重要といわれています。住民一人ひとりが社会的な役割や生きがいを持つことが、心身の健康につながっていくと考えられています。また、新型コロナウイルス感染症の影響から、地域住民の社会参加への意向割合は低下したことが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から明らかになっています。

このため、地域住民がつながり、お互いに関係を持ち、そして支え合う地域づくりを積極的に推進していきます。

(2) 計画の体系

基本指針	施策
基本指針1 介護予防 (いつまでも健康で 生き生きとらせるまち)	(1) 活動の場の提供 (2) 学習機会の提供 (3) 認知症対策の推進 (4) 介護予防の推進 (5) 健康づくりへの支援
基本指針2 介護・医療 (介護サービスが充実し 安心してらせるまち)	(1) サービス向上と質の確保 (2) 介護給付の適正化 (3) 多様なサービスの提供 (4) 地域包括支援センターの機能強化 (5) 介護保険サービスの円滑な利用 (6) 家族介護者への支援 (7) 在宅医療の推進 (8) 歯科口腔保健の推進
基本指針3 生活支援・住まい (地域で共につながり 支え合うまち)	(1) 生活支援サービスの提供 (2) 高齢者虐待防止と権利擁護 (3) 安心・安全な生活を守る施策 (4) 地域での支え合い体制の確立 (5) 住まいの質の向上 (6) 入居支援



3 介護保険事業費と介護保険料

■第9期計画期間の介護保険サービス費用総額

将来人口や要介護認定者数・認定率の推計、サービス見込み量の推計などから、第9期計画期間の介護保険事業費見込額は、約102億円と見込まれます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付費	2,727,325,000	2,982,413,000	3,067,467,000	8,777,205,000
予防給付費	43,887,000	46,982,000	48,240,000	139,109,000
その他のサービス費等	176,299,813	182,410,323	190,656,363	549,366,499
標準給付費計	2,947,511,813	3,211,805,323	3,306,363,363	9,465,680,499
地域支援事業費計	233,508,124	236,849,436	240,238,561	710,596,121
介護費用計	3,181,019,937	3,448,654,759	3,546,601,924	10,176,276,620

■所得段階別の基準及び介護保険料額

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額(※長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額。以下同じ。)から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.285	16,000円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円超120万円以下	基準額×0.485	27,300円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が120万円超	基準額×0.685	38,600円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、公的年金等の収入金額+前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額が80万円以下	基準額×0.9	50,700円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は非課税で、第4段階以外	基準額×1.00	56,400円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	67,600円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	73,300円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	84,600円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.7	95,800円
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上520万円未満	基準額×1.8	101,500円
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×1.9	107,100円
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.0	112,800円
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.1	118,400円

富里市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

発行日：令和6年3月 発行者：富里市 所在地：千葉県富里市七栄652番地1

編集：富里市健康福祉部高齢者福祉課(介護保険班：0476-93-4980 包括支援班：0476-93-4981)



富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務業者選定・契約手続き等の流れ

令和7年

6月23日（月） 第1回選定委員会（本庁舎3階・会議室3・午前10時）

- ・委託業者特定基準の決定
- ・業者選定における公募型プロポーザル実施承認

6月27日（金） 執行伺決裁終了後 ↓

7月2日（水）～7月14日（月）公募型プロポーザル実施の募集（市HP）

↓

7月17日（木） 現場説明会（すこやかセンター2階・会議室1）

↓

7月22日（火） 質問事項等受付期限（午後5時まで）
辞退届提出期限（午後5時まで）

↓

7月23日（水） 質疑事項等各社へ回答（午後5時まで）

↓

7月31日（木） 企画提案書等提出日（高齢者福祉課・午後5時まで）

↓

8月 8日（金） 第2回選定委員会（すこやかセンター2階・会議室1）

※業者控室：すこやかセンター2階・会議室3

- ・企画提案に係る業者説明
- ・ヒアリング
- ・業者評価及び委託業者の特定

↓

8月13日（水） 選定業者決定等の通知

↓

8月21（木） 見積書提出

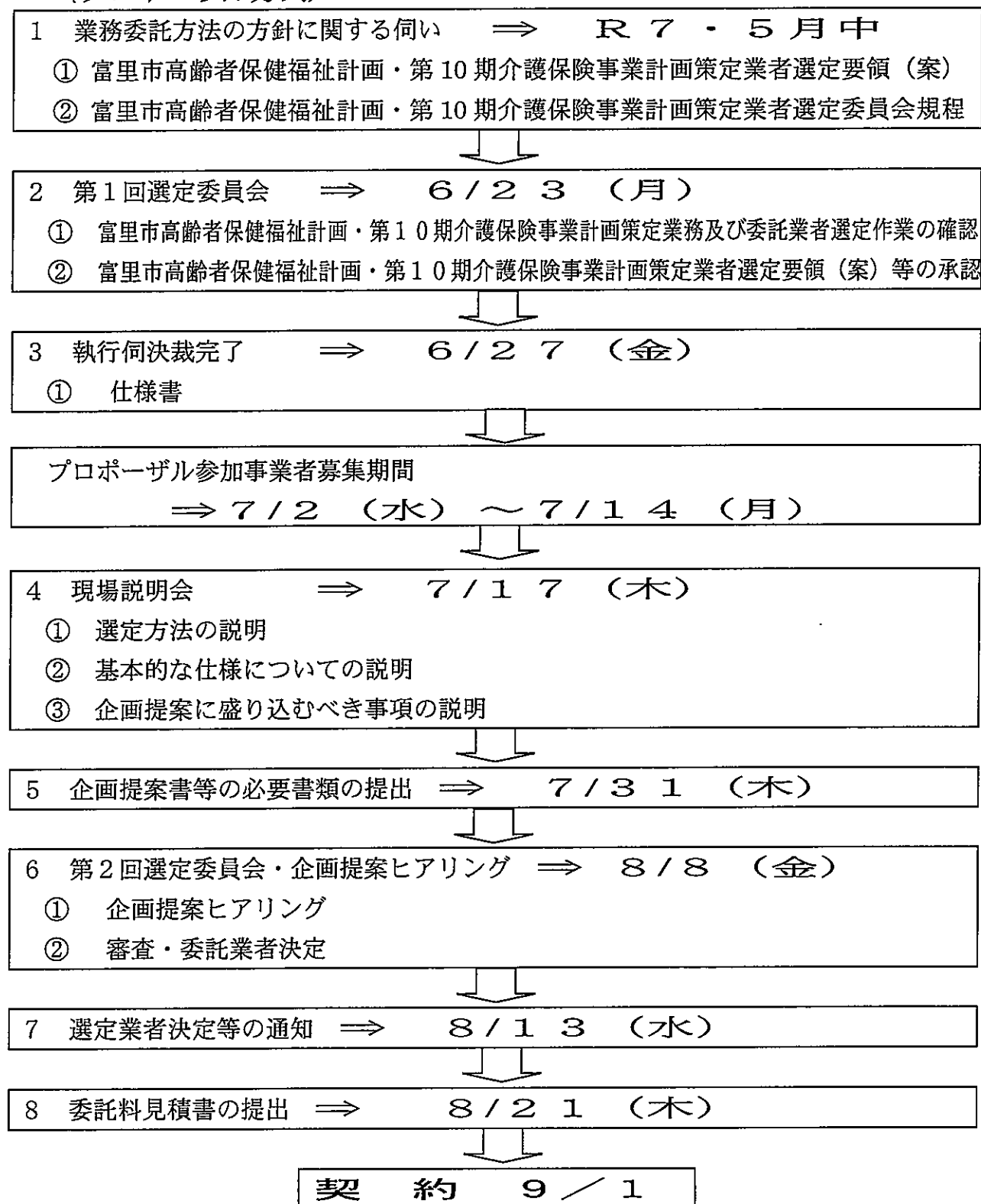
↓

契 約 伺（8月22日）

↓

契 約（9月1日）

『富里市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画』策定業務作業フロー
(プロポーザル方式)



	役割分担		令和6年度			令和7年度							令和8年度				
	事務局	コンサル	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1. 基礎資料の整理・分析																	
1. 基礎資料の収集と整理	資料検討	資料整理															
2. 「見える化」システムの活用	データ管理	データ収集															
2. 現状分析と課題の整理																	
1. 現状分析の課題整理	資料提供等	資料分析・検討															
2. 地域課題等の抽出	資料提供	資料分析・検討															
3. 上位計画・関連計画の動向把握	資料提供	資料収集・整理															
4. 国・県等の動向把握、法改正把握	資料提供	資料収集・整理															
3. 現状分析の評価																	
1. 事業評価シート作成	内容検討	評価シート作成															
2. 事業評価	評価実施	評価実施の支援															
2. 評価分析・とりまとめ	内容確認	報告書の作成															
4(1). 在宅介護調査																	
1. 調査票の検討・確定・印刷	調査票確定	市で対応															
2. 調査票の配布・回収	配布・回収	市で対応															
3. データ入力・分析	内容確認	データ入力・分析															
4. 報告書の作成・印刷	内容確認	報告書作成															
4(2). 住民意識調査																	
1. 調査票の検討・確定	内容検討	調査票作成															
2. 調査票の印刷	内容確認	印刷															
3. 調査票の配布・回収	宛名ラベル作成	配布・回収															
4. データの入力・分析	内容確認	入力・集計・分析															
5. 報告書の作成・印刷	内容確認	報告書作成															
5. 各サービス目標値等の推計と指標設定																	
1. 介護認定者数等各サービスの推計・資料提供	推計・分析の実施	推計・分析の実施															
2. 各事業量の推計・保険料分析・資料提供	推計・分析の実施	推計・分析の実施															
3. 事業見込み量の確保の方策検討・資料提供・検討	資料提供・検討	資料提供・検討															
4. 各種指標の設定	計画書作成	基本計画への内容反映															
6. 計画策定																	
1. 骨子案の作成	資料提供・検討	骨子案作成															
2. 骨子案の修正	修正検討	骨子案修正															
3. 計画案の作成	資料提供・検討	案作成															
4. 計画案の修正	修正検討	案修正															
5. 概要版の作成	内容確認	概要版作成															
6. 計画書の編集・印刷	内容確認	編集・印刷															
7. 策定組織の運営・パブリックコメント																	
1. 計画策定運営協議会の支援	会議運営	会議資料作成															
2. パブリックコメント支援	会議運営	資料作成・意見反映															

資料4

富里市高齢者保健福祉計画・第8期及び9期介護保険事業計画 実績報告について

①富里市介護保険被保険者の状況

◎ 高齢化率関係（各年度3月末日現在）

	総人口 (人)	65歳以上(人)			75歳以上(人)		
		人口	高齢化率	高齢化率 推計値	人口	高齢化率	高齢化率 推計値
R4年度	49,291	14,499	29.42%	27.10%	6,790	13.78%	10.77%
R5年度	49,636	14,635	29.48%	28.10%	7,196	14.50%	11.41%
R6年度	49,772	14,670	29.47%	29.00%	7,706	15.48%	12.07%

◎ 要介護認定関係（各年度3月末日現在）

審査会開催回数・審査件数

年度	審査会 開催回数	審査件数 (件)
R4年度	44	1,520
R5年度	44	1,471
R6年度	44	1,391

◎ 認定状況（各年度3月末日現在、第1号被保険者と2号被保険者の計）

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数	総数 推計値
R4年度	152	215	381	390	269	281	152	1,840	1,676
R5年度	163	262	395	406	278	286	156	1,946	1,755
R6年度	171	298	387	443	279	259	184	2,021	1,880

◎ 認定状況（各年度3月末日現在、第1号被保険者のみ）

年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数	総数 推計値
R4年度	147	209	372	368	260	272	146	1,775	1,676
R5年度	157	256	391	390	270	282	151	1,897	1,755
R6年度	167	295	381	424	269	254	178	1,968	1,880

◎ 認定率状況（各年度3月末日現在）

年度	実績	推計値
R4年度	12.23%	11.60%
R5年度	12.93%	12.10%
R6年度	13.41%	12.80%

※ 1号認定者÷65歳以上人口

②富里市の認定者の状況

◎ 認定者数等の推移（3年間推移・各年度3月31日現在）

	R 4 年度			R 5 年度			R 6 年度			備考
	被保険者数	認定者数	認定率	被保険者数	認定者数	認定率	被保険者数	認定者数	認定率	
40歳～49歳	14	14	100.00%	10	9	90.00%	9	7	77.78%	
50歳～59歳	26	21	80.77%	23	16	69.57%	23	18	78.26%	
60歳～64歳	43	30	69.77%	32	24	75.00%	37	27	72.97%	
65歳～69歳	3,402	96	2.82%	3,238	89	2.75%	3,084	82	2.66%	
70歳～74歳	4,327	200	4.62%	4,202	197	4.69%	3,880	205	5.28%	
75歳～79歳	3,273	287	8.77%	3,452	327	9.47%	3,752	337	8.98%	
80歳～84歳	1,968	408	20.73%	2,163	461	21.31%	2,285	490	21.44%	
85歳～89歳	966	409	42.34%	983	419	42.62%	1,052	441	41.92%	
90歳～99歳	545	354	64.95%	580	384	66.21%	592	389	65.71%	
100歳以上	18	0	0.00%	18	17	94.44%	26	25	96.15%	
合計	14,582	1,819	12.47%	14,701	1,943	13.22%	14,740	2,021	13.71%	

	R 4 年度		R 5 年度		R 6 年度		備考
	認定者数	認定者数割合	認定者数	認定者数割合	認定者数	認定者数割合	
要支援1	152	8.26%	163	8.38%	171	8.46%	
要支援2	215	11.68%	262	13.46%	298	14.75%	
要支援合計	367	19.95%	425	21.84%	469	23.21%	
要介護1	381	20.71%	395	20.30%	387	19.15%	
要介護2	390	21.20%	406	20.86%	443	21.92%	
要介護3	269	14.62%	278	14.29%	279	13.81%	
要介護4	281	15.27%	286	14.70%	259	12.82%	
要介護5	152	8.26%	156	8.02%	184	9.10%	
要介護合計	1,473	80.05%	1,521	78.16%	1,552	76.79%	
全体合計	1,840	100.00%	1,946	100.00%	2,021	100.00%	

	分析	課題	対応策
R 6 年度	総人口は横ばいの傾向であるのに対し、高齢者人口は増加傾向にあります。要介護認定数は増加傾向にある一方、認定率については横ばいとなっています。国・県・近隣市・類似市と比較しても低い水準です。	認定率の低さは後期高齢者数の少なさが大きな要因と考えられるが、今後は認定率上昇は避けられない状況です。低い認定率維持には介護予防取り組みの充実が必須です。	認定率の低さを維持するために介護予防各種事業について引き続き拡充推進が必要と思われます。また自分の健康に関心を持ってもらえるような啓発活動をするとともに、健康等に関心が無い層にもアプローチをしていきます。

③介護給付費執行状況（各年度3月末現在）

科 目	計画値			実績値			計画値執行率（％）		
	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
訪問介護（回/年）	47,016	47,016	47,016	27,926	27,540	31,087	59.40%	58.58%	66.12%
訪問入浴介護（回/年）	1,838	1,838	1,838	1,440	1,348	1,504	78.35%	73.34%	81.83%
訪問看護（回/年）	8,851	8,851	8,851	7,034	8,804	9,245	79.47%	99.47%	104.45%
訪問リハビリテーション（回/年）	561	561	561	381	423	769	67.91%	75.40%	137.08%
居宅療養管理指導（人/年）	2,496	2,496	2,496	3,169	3,345	4,017	126.96%	134.01%	160.94%
通所介護（回/年）	46,208	46,208	46,208	38,811	42,172	42,445	83.99%	91.27%	91.86%
通所リハビリテーション（回/年）	10,791	10,791	10,791	7,591	8,069	8,344	70.35%	74.78%	77.32%
短期入所生活介護（日/年）	9,824	9,824	9,824	8,521	9,512	11,222	86.74%	96.82%	114.23%
短期入所療養介護（日/年）	817	817	817	55	197	141	6.73%	24.11%	17.26%
特定施設入所者生活介護（人/年）	564	564	564	544	552	560	96.45%	97.87%	99.29%
福祉用具貸与（人/年）	5,484	5,484	5,484	5,838	6,239	6,509	106.46%	113.77%	118.69%
特定福祉用具購入（人/年）	120	120	120	102	102	112	85.00%	85.00%	93.33%
住宅改修（人/年）	120	120	120	91	101	76	75.83%	84.17%	63.33%
居宅介護支援（人/年）	8,616	8,616	8,616	8,994	9,497	9,954	104.39%	110.23%	115.53%
介護予防訪問入浴介護（人/年）	24	24	24	0	5	2	0.00%	20.83%	8.33%
介護予防訪問看護（回/年）	7,946	7,946	7,946	684	799	1,318	8.61%	10.06%	16.59%
介護予防訪問リハビリテーション（回/年）	528	528	528	64	73	42	12.12%	13.83%	7.95%
介護予防居宅療養管理指導（人/年）	204	204	204	161	153	201	78.92%	75.00%	98.53%
介護予防通所リハビリテーション（人/年）	444	444	444	215	183	169	48.42%	41.22%	38.06%
介護予防短期入所生活介護（日/年）	182	182	182	54	36	122	29.67%	19.78%	67.03%
介護予防短期入所療養介護（日/年）	86	86	86	0	3	8	0.00%	3.49%	9.30%
介護予防特定施設入居者生活介護（人/年）	96	96	96	43	4	17	44.79%	4.17%	17.71%
介護予防福祉用具貸与（人/年）	1,116	1,116	1,116	1,215	1,254	1,329	108.87%	112.37%	119.09%
特定介護予防福祉用具購入（人/年）	48	48	48	18	23	22	37.50%	47.92%	45.83%
介護予防住宅改修（人/年）	60	60	60	34	39	36	56.67%	65.00%	60.00%
介護予防支援（人/年）	1,404	1,404	1,404	1,449	1,519	1,663	103.21%	108.19%	118.45%
地域密着型通所介護（人/年）	1,416	1,416	1,416	1,179	1,216	1,411	83.26%	85.88%	99.65%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人・年）	12	12	12	19	12	9	158.33%	100.00%	75.00%
認知症対応型通所介護（回/年）	1,558	1,558	1,558	830	206	198	53.27%	13.22%	12.71%
小規模多機能型居宅介護（人/年）	360	360	360	420	518	519	116.67%	143.89%	144.17%
認知症対応型共同生活介護（人/年）	264	264	264	238	242	237	90.15%	91.67%	89.77%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/年）	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防認知症対応型通所介護（回/年）	102	102	102	2	0	33	1.96%	0.00%	32.35%
介護予防小規模多機能型居宅介護（人/年）	24	24	24	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護予防認知症対応型共同生活介護（人/年）	24	24	24	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
介護老人福祉施設（人/年）	1,764	1,764	1,764	1,722	1,860	1,914	97.62%	105.44%	108.50%
介護老人保健施設（人/年）	2,400	2,400	2,400	2,162	2,120	2,230	90.08%	88.33%	92.92%
介護医療院（人/年）	300	300	300	58	90	143	19.33%	30.00%	47.67%
介護療養型医療施設	12	12	12	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%
全 体	163,680	163,680	163,680	121,064	128,256	137,608	73.96%	78.36%	84.07%

	分析	課題	対応策
2 年 度	「居宅管理療養指導」が計画比160.94%になっており、計画比で最も高い数値となっている。これは、医療介護の連携が進み、医療側（訪問診療や薬局等）から居宅管理療養指導の提案が増えているからと思われる。 計画比が低い項目は介護資源が少ないことが要因と思われる。	一部、計画と実績の均衡が取れていない項目がある。 次期（10期）計画策定の際は、今後の実績動向を注視の上、計画と実績の均衡を取るようにしたい。	一時的な増減なのかの見極めも必要だと思われるので、動向を注視し次期計画策定時の見込量に反映できるようにしていく。

報告事項 1

介護保険事業の状況報告について

①富里市介護保険被保険者の状況

◎ 総人口（外国人を含む）	49,772 人（令和 7 年 3 月末現在）
40～64歳	16,815 人（男 8,813人 女 8,002人）
65歳以上	14,665 人（男 6,854人 女 7,811人）
* 40歳以上の対象者	31,480 人（男 15,667人 女 15,813人）
高齢化率	29.46%

◎ 要介護認定関係

申請件数（令和 7 年 3 月末現在）	件	（新規件 更新件 変更件）
審査会開催回数・審査件数	令和元年度	39回 1,370件
	令和 2 年度	41回 1,057件
	令和 3 年度	44回 1,216件
	令和 4 年度	44回 1,520件
	令和 5 年度	44回 1,471件
	令和 6 年度	44回 1,391件

令和 6 年度 平均審査件数／回 31.6 件

◎ 認定状況（令和 7 年 3 月末日現在）

単位：人

介護度別 年代別	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総 数
40～64歳	4	3	6	18	10	5	6	52
65～69歳	10	14	14	20	5	11	8	82
70～74歳	23	30	28	50	29	32	13	205
75～79歳	38	67	66	63	43	26	34	337
80～84歳	51	87	106	98	62	49	37	490
85歳以上	45	97	167	194	130	136	86	855
計	171	298	387	443	279	259	184	2021
全体との割合	8.46%	14.75%	19.15%	21.92%	13.81%	12.82%	9.10%	100.00%

◎ 施設等入所者（令和 7 年 3 月審査分）

介護老人福祉施設 165 名

（※入所待機者数 42 名（令和 7 年 1 月 1 日現在）

介護老人保健施設 183 名

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）21 名

介護医療院 12 名

◎ 居宅介護支援（令和 7 年 3 月審査分）

居宅介護サービス計画 944 件

◎ 介護予防支援（令和 7 年 3 月審査分）

予防サービス計画 144 件

②令和6年度介護保険料賦課徴収状況（令和7年5月末現在）

保険料の段階別内訳（現年度＋過年度）

所得段階	保険料率（円）	被保険者数（人）	割合（％）	所得段階別賦課額（円）	割合（％）
第1段階	16,000	2,321	15.18	35,024,200	4.18
第2段階	27,300	1,025	6.70	27,256,800	3.25
第3段階	38,600	807	5.28	30,119,700	3.59
第4段階	50,700	1,944	12.71	93,796,200	11.18
第5段階	56,400	1,986	12.99	110,224,400	13.14
第6段階	67,600	2,247	14.69	146,172,600	17.42
第7段階	73,300	2,392	15.64	168,277,400	20.06
第8段階	84,600	1,387	9.07	112,149,700	13.37
第9段階	95,800	456	2.98	40,950,000	4.88
第10段階	101,500	338	2.21	31,794,500	3.79
第11段階	107,100	83	0.54	8,589,000	1.02
第12段階	112,800	65	0.43	6,786,800	0.81
第13段階	118,400	243	1.59	27,792,200	3.31
合 計		15,294	100.00	838,933,500	100.00

徴収方法別被保険者数（現年度＋過年度）

区 分	被保険者数（人）	割合（％）
特別徴収対象者	13,019	85.60
普通徴収対象者	1,812	11.91
併用徴収対象者	378	2.49
合 計	15,209	100.01

徴収方法別賦課額

区 分	賦 課 額（円）	割合（％）
特別徴収対象者	747,939,300	89.15
普通徴収対象者	90,994,200	10.85
合 計	838,933,500	100.00

徴収方法別収納率

区 分	調定額（円）	収入済額（円）	収入済額のうち 還付未済額（円）	収納率（％）
特別徴収	747,939,300	749,305,500	0	100.18
普通徴収	90,994,200	80,604,600	0	88.58
現年分計	838,933,500	829,910,100	0	98.92
滞納繰越	20,558,100	2,092,000		10.18
合 計	859,491,600	832,002,100	0	96.80

③令和6年度 介護給付費執行状況 (令和7年3月末現在)

科 目	予算額(3月補正後)	予算割合	執行額	執行率	予算残額
居宅介護サービス給付費	1,002,056,000	33.50	997,195,570	99.51	4,860,430
特例居宅介護サービス給付費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
地域密着型介護サービス給付費	394,667,000	13.19	398,820,951	101.05	-4,153,951
特例地域密着型介護サービス給付費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
施設介護サービス給付費	1,220,000,000	40.79	1,195,020,315	97.95	24,979,685
特例施設介護サービス給付費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
居宅介護福祉用具購入費	3,600,000	0.12	3,450,907	95.86	149,093
居宅介護住宅改修費	8,889,000	0.29	6,631,645	74.61	2,257,355
居宅介護サービス計画給付費	154,062,000	5.14	151,552,145	98.37	2,509,855
特例居宅介護サービス計画給付費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
介護予防サービス給付費	25,276,000	0.84	25,472,079	100.78	-196,079
特例介護予防サービス給付費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
地域密着型介護予防サービス給付費	101,000	0.00	154,911	153.38	-53,911
特例地域密着型介護予防サービス給付費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
介護予防福祉用具購入費	540,000	0.02	614,821	113.86	-74,821
介護予防住宅改修費	5,400,000	0.18	3,688,405	68.30	1,711,595
介護予防サービス計画給付費	7,709,000	0.26	7,719,488	100.14	-10,488
特例介護予防サービス計画給付費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
審査支払手数料	2,085,000	0.06	2,097,550	100.60	-12,550
高額介護サービス負担金	73,169,000	2.45	72,391,954	98.94	777,046
高額介護予防サービス費	100,000	0.01	11,169	11.17	88,831
高額医療療養費介護サービス費	7,948,000	0.26	7,739,514	97.38	208,486
高額医療療養費介護予防サービス費	100,000	0.01	2,858	2.86	97,142
特定入所者介護サービス費	83,571,000	2.78	82,591,732	98.83	979,268
特例特定入所者介護サービス費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
特定入所者介護予防サービス費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
特例特定入所者介護予防サービス費	100,000	0.01	0	0.00	100,000
合 計	2,990,273,000	100.00	2,955,156,014	98.83	35,116,986

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村(保険者)名	富里市
所属名	高齢者福祉課
担当者名	小倉
連絡先(TEL)	0476-93-4980

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

項目 番号	第9期介護保険事業計画に記載の内容				令和6年度(年度末実績)		
	区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価 結果	課題と対応策
1	①自立支援、介護予防、重度化防止	サービス向上と質の確保のため、サービス事業者団体と連携し、研修会等を実施する。	サービス向上と質の確保	ケアマネージャー連絡会で研修会等実施する。 R6 研修回数6回	ケアマネージャー連絡会で研修会等実施する。 R6 研修回数4回	○	介護サービス提供事業者の質の確保・向上を図るため、居宅介護支援事業者やサービス事業者等と連携し、研修会を実施した。今後は、質の向上に加え、介護人材の確保、介護現場業務の効率化等が一層求められている。
2	①自立支援、介護予防、重度化防止	当市は要介護認定率一人当たりの介護給付費が県内でも下位である。 引き続き介護予防・重度化防止を継続していくためにも、利用しやすく、かつ多様なサービスの提供が可能な制度を構築する。	多様なサービスの提供	必要な事業所数を確保しつつ、多様化するニーズへの対応、自立保持のための機能維持、向上を図る。 ・介護予防訪問介護相当サービス 720件 ・住民主体訪問型サービス 550件 ・介護予防通所介護相当サービス 1,330件 ・基準緩和型通所サービス 150件	事業所数を確保しつつ、基準緩和型サービス事業所についても確保していく。 R6 訪問型 8事業所、通所型 20事業所	◎	訪問型サービスBの開始により、ケアプランに反映させていく。
3	①自立支援、介護予防、重度化防止	地域包括支援センターの機能強化に向けた取組等を実施し、地域包括ケアシステムの推進や、関係機関との連携強化を図る。	地域包括支援センターの機能強化	地域包括支援センターの相談実績等を増やし、支援の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進する。 ・相談受付件数 7,600件 ・地域ケア会議回数 16回	地域包括支援センターの相談実績等を増やし、支援の充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進する。 ・相談受付件数 8846件 ・地域ケア会議回数 15回	◎	高齢者の増加により、高齢者及びその家族からの介護等に関する相談も増加しており、地域包括支援センターの機能充実が一層求められている。今後の対応として、業務負担軽減と質の確保、体制整備を強化していくこととする。
4	①自立支援、介護予防、重度化防止	シルバークラブの活動やボランティア活動を促進する。 また、本市が県内において介護認定率が低く、かつ65才以上の就労者等が多いことから、就労支援についても併せて対応する。	活躍の場の提供	シルバークラブ活動、ボランティア活動、就業機会の確保を行い、介護予防の推進を図る。 ・シルバークラブ各種行事等の延べ参加者数 600人 ・ボランティア登録者数 1,100人 ・ハローワークの求人情報の揭示回数 48回	シルバークラブ活動、ボランティア活動、就業機会の確保を行い、介護予防の推進を図る。 ・シルバークラブ各種行事等の延べ参加者数 600人 ・ボランティア登録者数 1,100人 ・ハローワークの求人情報の揭示回数 49回	○	市内企業が人手不足である現状を伝えること。 シルバークラブの会員数自体が減少傾向にあるため、会員の加入促進を目的とした事業の検討が急務となっている。 ボランティア活動に気軽に参加できるように、活動内容や参加方法の周知を工夫する。
5	①自立支援、介護予防、重度化防止	介護予防の周知を目的とした、様々な講座やセミナー等を開催し、介護予防を学習する機会を増やすとともに、参加者の生きがい創出につなげる。	学習機会の提供	介護予防について学ぶのみでなく、生涯学習の機会を提供することで、市民全体の生きがいづくりに寄与する。 ・介護予防出前講座開催回数 10回 ・創年セミナー参加者数 30人	・出前講座開催回数2回 参加人数59人 民生委員児童委員協議会とシルバークラブ連合会で1回ずつ音楽療法講座を行った 創年セミナーの開催0回	△	目標よりも回数が少なかったため、出前講座の周知や活用方法の検討が必要。 創年セミナーについては、年間行事を決める前に周知を図り実施する必要がある。
6	①自立支援、介護予防、重度化防止	認知症高齢者は、高齢化が進むとともに増加しているが、家族が認知症であることを隠していることも少なくない。 認知症に関する知識等を習得する場を設けるなど、認知症を支援する体制を構築し、安心して暮らしていける地域づくりを目指す。	認知症対策の推進	認知症当事者やその家族を支援し、認知症の予防を行う。 ・認知症初期集中支援チーム 要支援者数 16人 ・認知症カフェ実施回数 48回 ・市民向け講座、講演会 1回	・認知症初期集中支援チーム対応ケース数 10件 ・認知症カフェ実施回数 65回 ・市民向け講座・講演会 0回 その他、認知症初期集中支援チームで、SNSを利用した認知症の啓発活動やミニ講座を実施した。	◎	認知症初期集中支援チームについて、関係機関に周知を行ったが、市民への認知度が低いとため、広報やライン等で周知を図る。 認知症カフェを開催している地域包括支援センターや市内団体が増加したことにより、実施回数が増加した。
7	①自立支援、介護予防、重度化防止	介護予防情報の提供、市民が行う介護予防活動の支援を行うことで、地域住民の介護予防に対する意識の向上を図る。	介護予防の推進	介護予防に関する教室・講座の開催し、介護予防の推進を図る。 ・はつらつ健康教室、はつらつ健康サポーター養成講座延べ参加者数 250人 ・ささえ愛サロン延べ参加者数 1,000人	はつらつ健康教室、はつらつ健康サポーター養成講座延べ参加者数 272人	◎	目標人数は達成しているが参加者が偏りつつあるため、新たな手法での実施を企画しより幅広く介護予防の推進を図る。
8	①自立支援、介護予防、重度化防止	病気等を未然に発見し、体調の悪化を防ぐことで介護予防や重度化を防止することができる。 市の健康診査の受診率が国の目標値に達していないため、受診率向上のための取組が必要な状況である。	健康づくりへの支援	健康診査等の受診勧奨や健康教育の推進により、健康に対する意識を高める。 ・特定健康診査受診率 44.0% ・地区健康教育実施回数 12回 ・がん検診受診率 20%	・特定健康診査受診率 40.3% ・地区健康教育実施回数 12回 ・がん検診受診率 16.6%	△	特定健康診査受診率は、40.3%であった。目標値の達成に向けて、周知や個別健診の協力医療機関を増やせるよう努めていく。 地区健康教育は目標値の12回となった。がん検診は目標値まで受診率が伸びなかったが、ここ数年をみても20%には届いていないので、若年層への周知や予約方法の検討が必要と考える。

報告事項2

地域密着型サービス事業所の指定状況について

(令和7年4月1日現在)

市内指定事業所数

- ・ 認知症対応型共同生活介護 2件
- ・ 認知症対応型通所介護 1件
- ・ 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む） 2件
- ・ 地域密着型通所介護 7件

【市内】認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所名	住所	定員	うち富里市被保険者利用者数	指定期間
1274000213	グループホームおたがいさま	富里市御料694-3	12	9	R4.12.1～R10.11.30
1274000254	ころあいホーム	富里市御料1139-32	9	10	R5.4.1～R11.3.31
合 計			21	19	

【市外】認知症対応型共同生活介護

事業所番号	事業所名	住所	定員	うち富里市被保険者利用者数	指定期間
1271600544	グループホームサクラピア成田	成田市寺台251-20	18	1	R6.7.1～R11.6.30
合 計			18	1	

【市内】認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所名	住所	定員	うち富里市被保険者利用者数	指定期間
1294000011	グループホームおたがいさま	富里市御料694-3	3	3	R7.4.1～R13.3.31

【市内】小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護を含む）

事業所番号	事業所名	住所	定員	うち富里市被保険者利用者数	指定期間
1294000045	サルビアホーム	富里市御料1139-41	29	17	R5. 8. 1～R11. 7. 31
1294000078	エミナスの風	富里市日吉倉239-12	29	26	R4. 3. 25～R10. 3. 24

【市内】地域密着型通所介護

事業所番号	事業所名	住所	定員	うち富里市被保険者利用者数	指定期間
1274000429	イルカの家デイサービス	富里市日吉倉3014-11	10	17	R3. 10. 1～R9. 9. 30
1274000445	デイサービス美郷	富里市七栄880-10	9	12	R4. 9. 1～R10. 8. 31
1274000494	デイハウスかめりあ	富里市七栄639-6	10	10	R6. 10. 1～R12. 9. 30
1294000029	デイサービスあきばさん家	富里市七栄188-4	18	22	R4. 9. 1～R10. 8. 31
1294000052	デイサービスはぴねす	富里市日吉倉3-34-10	10	12	R6. 4. 1～R12. 3. 31
1294000060	デイサービスゆうのわ	富里市日吉倉4-19-41	10	14	R2. 10. 1～R8. 9. 30
1294000086	宅老所あきばさん家	富里市七栄323-10	18	11	R4. 8. 1～R10. 7. 31
合 計			85	98	

【市外】地域密着型通所介護の利用状況

事業所番号	事業所名	住所	定員	うち富里市被保険者利用者数
1271600247	デイサービスセンター エンゼルハート	成田市十倉三59-515	18	1
1271600874	きたはら	成田市南平台1169-21	18	1
1271601393	リハビリド成田	成田市美郷台3-17-9	15	1
1271601492	トータルリハセンター成田	成田市団護台3-1-19	10	2
1273501203	デイサービス美しの里	八街市吉田635-4	10	1
1293600126	デイサービスセンターよしきり	印西市瀬戸1844-2	10	1
1291600300	リハ楽 美郷台	成田市郷部1450 ファインビル1階	10	1
1291600334	デイサービス アルデロイテ	成田市北須賀33	10	1
合 計			101	9

資料6

包括支援センターの活動実績

(令和7年3月31日現在)

○ 各地域包括支援センター名称等

名 称	運営方法	運営事業者	担当地区
富里市基幹型 地域包括支援センター	直営	富里市(高齢者福祉課)	全域
富里市北部 地域包括支援センター	委託	株式会社 千葉総合介護サービス	北部地区 (富里北中学校区)
富里市中部東 地域包括支援センター	委託	社会福祉法人 富里市社会福祉協議会	中部東地区 (富里中学校区のうち、富里小 学校及び根木名小学校区)
富里市中部西 地域包括支援センター	委託	社会福祉法人 富里市社会福祉協議会	中部西地区 (富里中学校区のうち、富里第 一小学校及び七栄小学校区)
富里市南部 地域包括支援センター	委託	社会福祉法人 清郷会	南部地区 (富里南中学校区)

○ 各センターの人員等

名 称	人 数	職種内訳	備 考
富里市基幹型 地域包括支援センター	7	介護支援専門員 1名 保健師 2名 社会福祉士 1名 事務職(行政職) 3名	・1名が生活支援コーディネー ターと兼務。 3名が認知症地域支援推進員と 兼務。
富里市北部 地域包括支援センター	6	主任介護支援専門員 2名 看護師 1名 社会福祉士 1名 社会福祉主事 1名 生活支援コーディネーター 1名	・主任介護支援専門員が管理者 を兼務 ・2名が認知症地域支援推進員 を兼務。
富里市中部東 地域包括支援センター	5	管理者 1名 主任介護支援専門員 1名 看護師 1名 社会福祉士 1名 生活支援コーディネーター 1名	・2名が認知症地域支援推進員 を兼務。
富里市中部西 地域包括支援センター	4	管理者 1名 主任介護支援専門員 1名 社会福祉士 1名 生活支援コーディネーター 1名	
富里市南部 地域包括支援センター	6	管理者 1名 主任介護支援専門員 1名 看護師 1名 社会福祉士 1名 生活支援コーディネーター 1名 事務員 1名	・2名が認知症地域支援推進員 を兼務。

総合相談支援事業・権利擁護事業の実績【相談内容別件数一覧表】

○地域包括支援センター 総合相談・権利擁護事業関係(令和6年度相談業務等記録状況 総括表) (令和7年3月現在)

月	介護相談	医療・療養	施設・病院	心理的・問題	経済的・問題	生活・問題	高齢者虐待	成年後見制度	高齢者サービス	苦情	見守り等	介護保険サービス	認知症	消費者問題	計
4月	93	50	30	1	6	46	13	25	2	0	175	229	36	1	707
5月	70	51	53	0	8	31	4	48	3	1	127	202	37	1	636
6月	72	49	37	0	17	52	5	32	2	2	190	193	51	5	707
7月	112	47	49	5	19	51	21	20	15	3	1,021	184	22	4	1,573
8月	120	52	48	2	12	49	10	9	5	2	225	107	86	7	734
9月	125	27	38	0	7	42	16	14	14	1	122	176	28	5	615
10月	118	24	41	0	2	17	15	6	4	0	142	204	39	5	617
11月	134	31	26	1	2	36	5	14	10	0	107	199	38	0	603
12月	129	41	41	1	4	43	0	6	12	0	154	216	28	0	675
1月	133	29	37	0	1	54	17	12	6	0	201	203	22	0	715
2月	108	50	61	0	3	58	21	4	7	1	98	234	24	0	669
3月	77	46	55	0	6	61	4	7	7	0	94	198	39	1	595
計	1,291	497	516	10	87	540	131	197	87	10	2,656	2,345	450	29	8,846

《高齢者虐待等に関する対応内訳》

分類	相談件数 (全包括合計)	対応要人数 (全包括合計)
高齢者虐待	131	35

《相談の形態》

月	来所	電話	訪問	関係機関	FAX	その他
4月	69	465	212	4	1	11
5月	68	446	161	11	3	15
6月	59	441	194	20	3	16
7月	82	471	1,010	12	3	13
8月	82	470	181	13	2	9
9月	66	389	155	14	3	12
10月	51	414	153	11	3	21
11月	74	417	115	8	2	19
12月	57	430	186	11	5	19
1月	62	376	239	16	3	15
2月	68	447	109	19	5	15
3月	76	389	93	7	4	21
計	814	5,155	2,808	146	37	186

①基幹型地域包括支援センター 総合相談・権利擁護事業関係(令和6年度相談業務等記録状況) (令和7年3月現在)

月	介護相談	医療・療養病	施設・病院	心理的・問題	経済的・問題	生活・問題	高齢者・虐待	成年後見・制度	高齢者・サービス	苦情	見守り等	介護保険・サービス	認知症	消費者・問題	計
4月	0	13	2	1	0	6	5	7	1	0	59	3	8	0	105
5月	1	1	13	0	0	0	2	13	2	0	36	6	14	0	88
6月	3	3	9	0	0	12	2	4	0	0	34	4	12	0	83
7月	2	3	19	0	2	9	8	2	6	1	40	3	9	0	104
8月	5	6	10	0	2	15	7	4	3	2	46	8	13	0	121
9月	2	1	6	0	2	13	9	5	8	1	37	4	13	0	101
10月	2	2	1	0	0	1	9	2	3	0	43	0	10	0	73
11月	6	6	3	0	1	16	3	1	9	0	10	3	15	0	73
12月	2	9	5	0	1	15	0	4	12	0	43	0	14	0	105
1月	2	3	4	0	0	15	9	5	5	0	128	6	3	0	180
2月	4	5	14	0	0	17	10	1	2	0	9	9	6	0	77
3月	4	8	16	0	0	15	1	1	3	0	5	4	13	0	70
計	33	60	102	1	8	134	65	49	54	4	490	50	130	0	1,180

《相談の形態》

月	来所	電話	訪問	関係機関	FAX	その他
4月	5	36	58	2	0	3
5月	14	36	37	3	1	4
6月	4	32	32	12	0	2
7月	13	48	34	5	1	2
8月	19	61	37	1	0	3
9月	14	43	36	3	0	4
10月	7	31	33	2	0	2
11月	17	41	0	8	1	4
12月	11	44	40	3	0	6
1月	5	37	125	8	0	5
2月	16	37	14	5	0	5
3月	21	30	5	4	0	8
計	146	476	451	56	3	48

②ーア 北部地域包括支援センター 総合相談・権利擁護事業関係(令和6年度相談業務等記録状況) (令和7年3月現在)

月	介護相談	医療 連携	施設 虐待	心理的 問題	経済的 問題	生活 問題	高齢者 虐待	成年後見 制度	高齢者 カース	苦情	見守り年	介護保険 カース	認知症	消費者 問題	計
4月	16	8	9	0	0	11	7	0	1	0	22	61	14	1	150
5月	11	15	15	0	1	5	1	1	0	1	16	45	8	0	119
6月	14	6	14	0	6	1	3	0	0	0	23	56	13	0	136
7月	17	4	10	0	7	4	1	4	4	0	228	37	2	0	318
8月	13	12	9	1	2	4	0	0	1	0	23	30	12	1	108
9月	21	2	4	0	3	3	0	0	2	0	19	29	6	0	89
10月	8	5	11	0	2	0	0	0	0	0	24	46	12	0	108
11月	22	5	7	0	0	2	1	1	1	0	19	27	7	0	92
12月	18	7	15	0	1	21	0	0	0	0	16	40	7	0	125
1月	23	12	14	0	1	12	0	1	0	0	6	31	10	0	110
2月	26	4	22	0	2	11	1	0	0	0	16	39	7	0	128
3月	19	15	23	0	2	12	1	0	0	0	24	41	14	1	152
計	208	95	153	1	27	86	15	7	9	1	436	482	112	3	1635

《相談の形態》

月	来所	電話	訪問	関係機関	FAX	その他
4月	27	97	23	0	0	3
5月	20	75	15	4	1	4
6月	14	97	17	3	1	4
7月	26	65	220	4	0	3
8月	24	58	17	7	0	2
9月	20	41	17	7	0	4
10月	17	54	18	9	0	10
11月	18	57	15	0	0	2
12月	19	70	22	8	0	6
1月	26	65	10	6	1	2
2月	20	84	10	9	0	5
3月	19	110	12	0	1	10
計	250	873	396	57	4	55

②ーイ 中部東地域包括支援センター 総合相談・権利擁護事業関係(令和6年度相談業務等記録状況) (令和7年3月現在)

月	介護相談	医療 疫病	施設 病院	心理的 問題	経済的 問題	生活 問題	高齢者 虐待	成年後見 制度	高齢者 サービス	苦情	見守り等	介護保険 サービス	認知症	消費者 問題	計
4月	26	10	11	0	0	13	1	6	0	0	49	61	2	0	179
5月	25	6	6	0	0	11	1	7	0	0	45	56	6	1	164
6月	18	17	2	0	3	21	0	3	0	1	49	48	13	4	179
7月	23	23	7	0	7	13	10	3	3	2	315	58	4	3	471
8月	36	6	8	0	3	8	0	1	0	0	93	58	7	3	223
9月	13	7	9	0	0	12	2	0	1	0	38	72	3	2	159
10月	26	8	18	0	0	8	4	0	0	0	44	60	6	4	178
11月	22	9	10	0	1	3	0	0	0	0	51	54	9	0	159
12月	18	9	11	0	2	1	0	0	0	0	37	64	1	0	143
1月	26	7	9	0	0	1	0	0	0	0	36	55	7	0	141
2月	19	13	15	0	0	4	1	2	0	1	42	59	0	0	156
3月	17	18	13	0	3	4	0	0	0	0	41	52	6	0	154
計	269	133	119	0	19	99	19	22	4	4	840	697	64	17	2,306

《相談の形態》

月	来所	電話	訪問	関係機関	FAX	その他
4月	20	157	59	0	0	2
5月	18	157	55	2	0	3
6月	19	139	49	0	0	5
7月	14	172	312	0	0	7
8月	17	158	65	0	0	4
9月	14	117	48	0	2	4
10月	13	145	51	0	1	4
11月	14	127	40	0	0	10
12月	12	112	38	0	2	4
1月	6	82	46	0	0	5
2月	9	118	26	0	1	2
3月	13	104	35	0	0	2
計	169	1,588	824	2	6	52

②ーウ 中部西地域包括支援センター 総合相談・権利擁護事業関係(令和6年度相談業務等記録状況) (令和7年3月現在)

月	介護相談	医療・療養	施設入居	心理的 問題	経済的 問題	生活 問題	高齢者 虐待	成年後見 制度	高齢者 サービス	吉 情	見守り 年	介護保険 サービス	認知症	消費者 問題	計
4月	18	12	6	0	0	5	0	8	0	0	31	74	10	0	164
5月	12	17	16	0	1	7	0	7	1	0	24	70	9	0	164
6月	12	8	3	0	0	7	0	6	0	1	70	59	13	1	180
7月	6	4	8	0	1	11	2	3	0	0	168	70	7	0	280
8月	14	3	7	0	0	6	1	0	0	0	23	0	54	0	108
9月	8	2	9	0	1	4	2	1	1	0	20	56	6	2	112
10月	15	4	10	0	0	6	2	3	1	0	17	72	11	0	141
11月	5	6	4	0	0	8	0	10	0	0	17	104	4	0	158
12月	11	7	3	0	0	4	0	2	0	0	24	95	6	0	152
1月	8	2	7	0	0	15	0	5	0	0	21	93	1	0	152
2月	14	9	6	0	1	12	2	1	1	0	25	92	3	0	166
3月	4	1	1	0	1	17	2	6	1	0	19	90	3	0	145
計	127	75	80	0	5	102	11	52	5	1	459	875	127	3	1,922

《相談の形態》

月	来所	電話	訪問	関係機関	FAX	その他
4月	10	101	50	0	0	3
5月	7	115	37	0	0	4
6月	8	92	75	0	0	5
7月	14	84	181	0	0	1
8月	10	80	22	0	0	0
9月	4	76	31	0	0	0
10月	7	101	28	0	0	5
11月	13	105	37	0	0	3
12月	7	101	40	0	1	3
1月	12	101	34	0	0	3
2月	16	108	39	0	0	3
3月	17	93	32	1	0	1
計	125	1,157	606	1	1	31

②—エ 南部地域包括支援センター 総合相談・権利擁護事業関係(令和6年度相談業務等記録状況) (令和7年3月現在)

月	介護相談	医療 療養病	施設 病院	心理的 問題	経済的 問題	生活 問題	高齢者 虐待	成年後見 制度	高齢者 サービス	苦情	見守り等	介護保険 サービス	認知症	消費者 問題	計
4月	33	7	2	0	6	11	0	4	0	0	14	30	2	0	109
5月	21	12	3	0	6	8	0	20	0	0	6	25	0	0	101
6月	25	15	9	0	8	11	0	19	2	0	14	26	0	0	129
7月	64	13	5	5	2	14	0	8	2	0	270	16	0	1	400
8月	52	25	14	1	5	16	2	4	1	0	40	11	0	3	174
9月	81	15	10	0	1	10	3	8	2	0	8	15	0	1	154
10月	67	5	1	0	0	2	0	1	0	0	14	26	0	1	117
11月	79	5	2	1	0	7	1	2	0	0	10	11	3	0	121
12月	80	9	7	1	0	2	0	0	0	0	34	17	0	0	150
1月	74	5	3	0	0	11	8	1	1	0	10	18	1	0	132
2月	45	19	4	0	0	14	7	0	4	0	6	35	8	0	142
3月	33	4	2	0	0	13	0	0	3	0	5	11	3	0	74
計	654	134	62	8	28	119	21	67	15	0	431	241	17	6	1,803

《相談の形態》

月	来所	電話	訪問	関係機関	FAX	その他
4月	7	74	22	2	1	0
5月	9	63	17	2	1	0
6月	14	81	21	5	2	0
7月	15	102	263	3	2	0
8月	12	113	40	5	2	0
9月	14	112	23	4	1	0
10月	7	83	23	0	2	0
11月	12	87	23	0	1	0
12月	8	103	46	0	2	0
1月	13	91	24	2	2	0
2月	7	100	20	5	4	0
3月	6	52	9	2	3	0
計	124	1,061	531	30	23	0

委託型地域包括支援センターの活動実績

(ア) 北部地域包括支援センター

○ 地域ケア会議等

(令和7年3月31日現在)

開催日	場所	参加者数	内容
令和6年4月12日	北部コミュニティセンター	13名	家族信託について(住民対象)
令和6年5月15日	〃	13名	施設勉強会(住民対象)
令和6年5月31日	富里成田徳洲会病院	56名	自宅で簡単にできるエクササイズの勧め
令和6年6月27日	北部コミュニティセンター	60名	地域ケア推進会議 独居高齢者が抱える問題
令和6年8月28日	〃	7名	施設勉強会(住民対象)
令和6年9月13日	〃	28名	消費者トラブルを未然に防ぎ ましょう
令和6年10月5日	〃	41名	地域ケア講演会 呆けず寝込まず笑って長生き
令和7年1月15日	〃	18名	地域ケア事業所勉強会 BCPでの連携
令和7年1月21日	〃	14名	施設勉強会(住民対象)
令和7年2月14日	〃	32名	転倒予防について

○ 地域ケア個別会議等

開催日	場所	参加者数	内容
令和6年10月24日	北部コミュニティセンター	6名	支援が不足しているが、拒否がある方の対応
令和6年12月13日	北部地域包括支援センター	8名	認知症があり近隣の敷地内に入ってしまう方の対応

○ 介護予防支援業務

介護予防ケアマネジメント	156件(委託145件)
介護予防支援	312件(委託171件)

○ 自主活動

開催日	場所	内容
毎月	広報	北部地域包括支援センター便り発行
令和6年5月31日	富里成田徳洲会病院	大ちよきん体操(56名)
令和6年7月28日 令和7年2月18日	北部コミュニティセンター	スマホ教室初心者コース(9名)
令和6年9月11日 令和6年11月8日	スカイハイツ 北部コミュニティセンター	認知症サポーター養成(33名)
令和6年11月12日	北部コミュニティセンター	高齢者見守り声掛け訓練
毎月第1・3水	北部地域包括支援センター	絵手紙教室
毎週 月・水・木(午前) 毎週 木(午後)	北部地域包括支援センター	とみさと健康ちよきん体操
毎月第4月	きはるカフェ	認知症の方やその家族のための交流会 にこにこ談笑会
毎月第2金	北部コミュニティセンター	北部健康教室(体操)
毎月第2火	北部地域包括支援センター	ふれあいクラブ

委託型地域包括支援センターの活動実績

(ア) 中部東地域包括支援センター

○ 地域ケア会議等

(令和7年3月31日現在)

開催日	場所	参加者数	内容
令和6年10月8日	福祉センター オンラインZOOM	32人	8050問題・地域共生社会を考える

○ 地域ケア個別会議等

開催日	場所	参加者数	内容
令和6年7月9日	東七栄集会所	8人	認知症高齢者を見守る体制づくり

○ 介護予防支援業務

介護予防ケアマネジメント	255件(委託96件)
介護予防支援	513件(委託147件)

○ 自主活動

開催日	場所	内容
奇数月	広報	東部包括だより発行
偶数月	中部ふれあいセンター	シニアちょこっと勉強会 6回 30名
毎月第3火曜日	中部ふれあいセンター	ケアカフェ菜の花 12回 102名
毎週金曜日	末廣農場 オンラインZOOM	オンラインちょきん体操 50回 1,155名
毎月第2・4木曜日	セントラルガーデン (ナリタヤ富里店裏)	シニアの集い 22回 351名
毎週木曜日	富里台自治会館	おとな食堂 39回 234名
年3回	中部東地域包括支援センター	富里市中部地区ケアマネ勉強会 3回 24名
毎週月曜日	農園(七栄)	介護予防ガジュマル農園 17回 110名
年2回(4月・11月)	富里中央公園	みんなで歩き隊 春・秋 2回 26名

委託型地域包括支援センターの活動実績

(ア) 中部西地域包括支援センター

○ 地域ケア会議等

(令和7年3月31日現在)

開催日	場所	参加者数	内容
令和6年10月8日	福祉センター	32名	8050問題 地域共生社会を考える

○ 地域ケア個別会議等

開催日	場所	参加者数	内容
未実施			

○ 介護予防支援業務

介護予防ケアマネジメント	262件(委託104件)
介護予防支援	390件(委託179件)

○ 自主活動

開催日	場所	内容
毎月	広報	西部高齢者支援センター便り発行
随時	各会場	ミニ講座等 3回 48名
毎週月曜日	福祉センター	さとしくん健康ちょきん体操 82回 1,399名
7月22日・29日 9月9日	福祉センター	フレイル予防出張講座 3回 14名
9月3日	福祉センター	明治安田生命による防災講座 1回 15名
9月12日	福祉センター	家族介護者教室 1回 14名
5月29日・11月13日	富里市ふるさと 自然公園	みんなで一緒に歩こう会 2回 20名

委託型地域包括支援センターの活動実績

(ア) 富里市南部地域包括支援センター

○ 地域ケア会議等

(令和7年3月31日現在)

開催日	場所	参加者数	内容
令和6年12月7日	富里市南部地域包括支援センター	22名	地域のゴミ問題
令和7年3月19日	富里市南部地域包括支援センター	12名	令和7年度に行うクリーンウォークについて

○ 地域ケア個別会議等

開催日	場所	参加者数	内容
令和7年1月23日	市役所	4名	介護者の急死による認知症の利用者の今後について
令和7年2月4日	市役所	4名	適切に飼われていない犬について

○ 介護予防支援業務:令和7年3月分

介護予防ケアマネジメント	357件(委託 101件)
介護予防支援	499件(委託 158件)

○ 自主活動

開催日	場所	内容
創刊号・真夏号・残暑号・秋号・冬号	広報	健康だよりぽっぽ
毎月	広報	南部地域包括支援センター便り
毎月第2第4木曜日	南部包括	小物作り 22回 136人
毎月第1水曜日	南部包括	認知症の方の家族や本人の寄合 1人
5月・7月・9月・11月	南部包括	ボッチャ体験会 4回 50人
4月～9月	地域住民宅	ひまわりプロジェクト 53人(9月は写真展)
9/10・9/17・2/26	南部包括	スマホ教室 3回 15人

地域ケア会議

自立支援型地域ケア会議 実施状況

(令和7年3月31日現在)

	日程	事例数	参加者
1回目	令和6年 5月23日	2件	14人
	【事例】 ①本人がサービスを望まない中での支援について ②自立支援と転倒等のリスクについて		
2回目	令和6年 7月23日	2件	13人
	【事例】 ①独居高齢者の自立支援の好事例について ②入院前と退院後の支援について		
3回目	令和6年 9月26日	1件	13人
	【事例】 ①趣味のカラオケができる場や他者との交流の機会について ②一人暮らしを継続したい高齢者の体調不良時に対する不安について		
4回目	令和6年11月28日	2件	14人
	【事例】 ①急な脱力感への不安がある高齢者の支援について ②家族と同居している高齢者の活動と家族間の不和について		
5回目	令和7年 1月30日	2件	12人
	【事例】 ①独居男性高齢者の自立支援について ②人との交流が好きではない高齢男性の自立支援について		

職種
主任介護支援専門員 保健師・看護師 社会福祉士・理学療法士 管理栄養士・歯科衛生士 生活支援コーディネーター 薬剤師

認知症初期集中支援チーム 相談関係

(令和7年3月31日現在)

月	相談件数		初回 訪問対象者	チーム員 会議開催数	支援 開始者数	支援対象外	支援終了 ケース数	モニタ リング数
	認知症関係	その他						
4月	82	0	3	1	3	1	1	0
5月	88	0	1	1	1	1	5	0
6月	51	0	1	1	1	2	0	5
7月	45	0	0	1	0	2	1	1
8月	34	0	0	1	0	4	1	1
9月	37	0	2	1	2	5	0	1
10月	50	0	1	1	1	7	1	0
11月	43	0	0	1	0	4	1	1
12月	33	0	1	1	1	3	1	1
1月	33	0	0	1	0	2	0	1
2月	32	0	1	1	1	2	0	1
3月	30	0	0	1	0	3	0	0
計	558	0	10	12	10	36	11	12

《相談の形態》

月	来所	電話	訪問	関係機関	FAX	その他	会議	受診 (受診同行)	計
4月	3	32	26	0	0	1	10	10	82
5月	1	42	28	0	0	2	11	4	88
6月	1	18	15	0	0	4	12	1	51
7月	1	19	14	0	0	1	8	2	45
8月	0	14	8	0	0	0	10	2	34
9月	0	9	14	0	0	3	9	2	37
10月	1	16	17	0	0	3	11	2	50
11月	2	11	10	0	0	9	7	4	43
12月	4	8	10	0	0	3	8	0	33
1月	0	6	11	0	0	11	4	1	33
2月	1	8	8	0	0	8	6	1	32
3月	1	4	9	0	0	6	6	4	30
計	15	187	170	0	0	51	102	33	558

一般介護予防事業 実施状況

(令和7年3月31日現在)

○ はつらつ健康教室

施設名	延べ参加者数
南部地域包括支援センター、 リハビリケアタウン日吉台	99人

○ はつらつ健康サポーター養成講座

施設名	延べ参加者数
南部地域包括支援センター、 リハビリケアタウン日吉台	173人

○ フレイル予防のための健康づくり教室の実績

教 室	延べ参加者数
フレイル予防基礎講座	190人

○ とみさと健康ちょきん体操の実績

地区名	団体数
北部地区	6団体
中部東地区	9団体
中部西地区	5団体
南部地区	7団体
合 計	27団体

※令和6年度に実施した団体数

○ 介護予防出前講座の実績

講 座 名	開催日	開催団体等	参加者数
音楽療法講座	7月24日	北部民生委員児童委員協議会	31
音楽療法講座	2月20日	富里市シルバークラブ連合会	28
合 計			59

○ 健康・介護・介護予防電話相談事業(いきいきテレフォン)の相談実績

着信件数(間違い・切れた含む)	回 答 件 数	間違い・切れた
136件	239件	7件

相談内容(複数回答)	回 答 件 数	
気になる症状・行動	24件	
病気	114件	
妊娠・出産・育児	0件	
健康管理	9件	
美容	0件	
メンタルヘルス	8件	
介護	43件	
問い合わせ	41件	
その他(間違い・切れた)	—	7件

時間帯	件数	適 用	割 合
日中の相談件数	91件	午前 8:00 ～ 午後 6:00 の集計	70.5%
夜間・早朝の相談件数	38件	午後 6:00 ～ 午前 8:00 の集計	29.5%
計	129件	(着信件数136件)－(間違い・切れた7件)＝129件	

○ボランティアポイントの実績

項 目	実 績
登録者数	5人
活動実績(のべ回数)	71回
活動実績(のべ時間数)	143時間
登録事業所数	9施設

介護給付等費用適正化事業 実施状況

(令和7年3月31日現在)

○ 富里市介護保険居宅介護支援事業者・サービス事業者連絡会の開催

開催回数	実事業所数	延べ出席者数	備 考
6回	44事業所	136人	偶数月に開催

※多職種による顔の見える研修会含む

家族介護事業 実施状況

(令和7年3月31日現在)

○ 家族介護教室の実績

開催日	内 容	講 師	参加人数
令和6年9月12日	排泄介助の基礎知識とおむつの種類と適切な使い方	つかだファミリークリニック 訪問看護ステーション富里 木所 律子氏	14名
令和6年11月27日	福祉の道具の上手な活用法	成田リハビリテーション病院 安達 光氏	41名

○ 成田地区SOSネットワーク事業の実績

依頼件数	うち富里市民	管内協力店舗数	うち富里市内店舗数
51件	7人	176事業所	34事業所

その他事業 実施状況

(令和7年3月31日現在)

○ 介護相談員派遣事業の実績

訪問施設数等	訪問回数	連絡会議	備 考
介護相談員 8名 訪問事業所13事業所 ○あきばさん家 ○イルカの家 ○エミナスの風 ○おたがいさま ○かめりあ ○こころあいホーム ○サルビアホーム ○龍岡ケアセンター ○龍岡さくら園 ○九十九荘 ○美郷 ○はびねず ○ゆうのわ	153回	12回	

○ 緊急通報装置設置事業の実績

利用者数	設置機種内訳	
	固定型	携帯型
110人	23人	87人

医療・介護連携推進事業 実施状況

(令和7年3月31日現在)

(ア)地域の医療・介護の資源の把握

○医療と介護の資源マップの作成・配布

※「認知症ガイドブック・医療介護マップ」として医療介護資源の把握と共にマップを発刊(3年毎)

(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

○富里市在宅医療介護連携推進会議の開催

開催日	構成員
令和6年11月12日	医師連絡協議会、歯科医師連絡協議会、薬剤師会、居宅介護支援事業者・サービス事業者連絡会、訪問看護事業所、医療相談員、地域包括支援センター管理者、消防・行政職員

○富里市在宅医療介護連携推進研究会の開催

開催日	令和6年8月14日、令和6年10月11日、令和7年2月21日
構成員	医療相談員、地域包括支援センター管理者、行政職員

(ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

○市独自の医療・介護連携シートの作成・活用推進

○退院支援会議等への参加

○医療と介護の連携窓口一覧の作成

○訪問看護ステーションへの聞き取り調査

(エ)医療・介護関係者の情報共有の支援

○市独自の医療・介護連携シートの作成・活用推進(再掲)

○救急医療情報キットの配布

(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援

○各地域包括支援センターにおいて介護相談等の支援を実施

○富里市高齢者健康・介護電話相談「いきいきテレフォン」の実施

(カ)医療・介護関係者の研修

○「多職種による顔の見える研修会」の開催実績

開催日	内 容	講 師	参加人数
令和7年1月17日	人の福祉と動物問題	人の福祉を第一に考える動物病院 やまがた不妊去勢クリニック 獣医師 山形 友哉氏	45人

(キ)地域住民への普及啓発

○認知症ガイドブック・医療介護マップや介護保険サービス事業者ガイドブックの配布

○エンディングノート/人生ノートの配布

○人生セミナーの実施

開催日	内 容	講 師	参加人数
令和6年7月11日	エンディングノートのすすめ	健康生きがいづくりアドバイザー 阿部 俊一氏	38人
令和7年1月31日	終活講座	株式会社鎌倉新書 檜垣 啓介氏	43人

認知症対策 実施状況

○ 認知症カフェの開催実績

(令和7年3月31日現在)

名称	開催回数	参加者数	場所	実施主体
あい愛オレンジカフェ 毎月第3水曜日開催	12回	134人	福祉センター	NPO法人 あい愛
あい愛オレンジカフェ 毎月第4水曜日開催	12回	108人	こころあいホーム	NPO法人 あい愛
キャロットカフェ 毎月第3日曜日開催	12回	94人	成田富里徳洲会病院 北部地域包括支援センター	キャロットクラブ
ケアカフェ菜の花 毎月第3火曜日開催	12回	99人	中部ふれあいセンター	中部東地域包括 支援センター
にこにこ談笑会	10回	48人	きはるカフェ	北部地域包括 支援センター
認知症の家族の寄り合い	7回	1人	南部地域包括支援セン ター	南部地域包括 支援センター

○ 認知症サポーター養成講座の開催実績

対象別	実施回数	参加者数	備 考
市民	13回	150人	市職員を含む
小学生	3回	30人	
合 計	16回	180人	

○ 富里市高齢者見守り事業者ネットワーク事業協定事業者の状況

協定事業者数	業 種 別					
	新聞配達	商品配達	検針	保険・介護	郵便	その他
72事業所	8事業所	25事業所	2事業所	18事業所	4事業所	15事業所

※その他 … ゴミ収集事業者・し尿処理事業者・ガソリンスタンド等

○ 高齢者等見守りシール交付実績

交付件数
18人

生活支援体制整備事業 実施状況

(令和7年3月31日現在)

生活支援コーディネーターの活動

(ア) 地域における高齢者の日常生活支援に係る支援ニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチング等

○ ニーズの把握

移動手段	買い物	通院介助	見守り・安否確認	庭の手入れ	ゴミ出し	集いの場	ボランティア	その他
126件	36件	7件	387件	48件	88件	42件	4件	128件

(イ) 地域に不足するサービスの創出及びサービスの担い手の養成、活動する場の確保

○ 地域資源の把握

・通いの場(各団体ちよきん体操、元気塾、スマホ教室、お散歩サークル、ひよしカフェ、男の料理教室、ふれあいクラブ、北部健康教室、キャロットカフェ、にこにこ談笑会、末廣ちよきん体操、シニア応援スマホ教室、シニアの集い、おとな食堂、とみさと健康麻雀、ガジュマル農園、オンライン朗読会、さとしくんちよきん体操、ささえ愛サロン、歩こう会、小物づくりサロン、ははこ草、水曜会、おひさまカフェ、ひまわり会、各団体認知症カフェ 他
・生活支援・・・ひよし生活応援隊、ささえ愛サービス、移動スーパーとくし丸、ペンリー、ピークルサービス、デマンド交通、ボランティアセンター 他

○ わたしのギャラリー開催

開催期間	場所
令和6年8月1日～ 令和6年8月30日	北部コミュニティセンター
令和7年2月1日～ 令和7年2月28日	富里市福祉センター

(ウ) 関係者間の情報共有・生活支援サービス提供主体間の連携の体制づくり

民生委員	住民団体	民間事業者	社会福祉協議会	その他
16件	160件	31件	54件	289件

(エ) 日常生活支援の担い手となるボランティア等の養成に関する業務

○ 富里市生活支援担い手養成講座の開催

開催回数	場所	参加人数
12回	北部コミュニティセンター及び福祉センター	延べ78人

(オ) 会議・研修等

- 地域ケア会議への出席(地域ケア推進会議、自立支援型地域ケア会議、個別地域ケア会議)
- 生活支援コーディネーター連絡会(隔月)
- 生活支援コーディネーター養成研修
- 多職種による顔の見える研修会 等

(カ) 定期的な情報共有・連携強化の場の構築、運営に関する業務

協議体	開催日	内容
ひよし地区ささえあい協議体 (北部地域)	4月16日 他3回	・ひよし生活応援隊活動報告、移動支援について ・男の料理教室について ・スマホ教室について
七栄地区協議体 (すみれ団地、ひまわり自治会)	4月22日 他2回	・シニアの集い運営について
富里地区協議体 (富里台自治会)	4月25日 他1回	・おとな食堂運営について

保健福祉事業 実施状況

(令和7年3月31日現在)

○ 紙おむつ等助成事業の実績

申込人数	延べ利用人数	助成券利用数
180人	1,336人	3,896件

○ 移送サービス事業の実績

登録人数	延べ利用人数
123人	554人

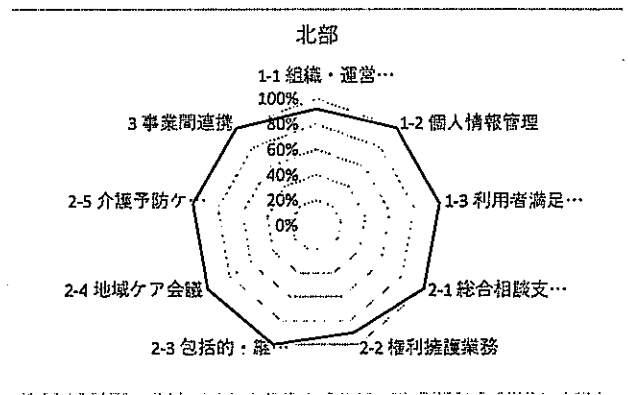
○ 高齢者補聴器購入助成事業の実績

申請者数
56人

圏域 北部

法人名 千葉総合介護サービス(株)

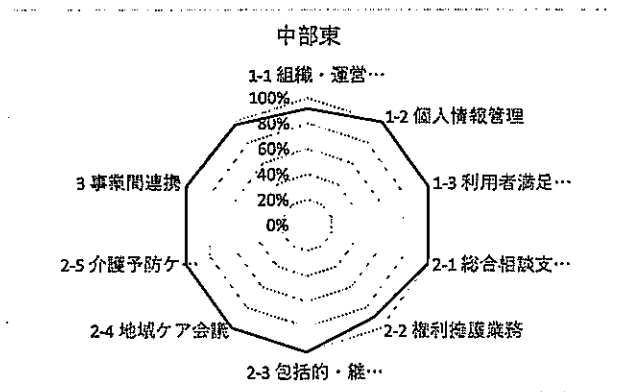
		北部	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	92%	22	24
1-2	個人情報管理	100%	8	8
1-3	利用者満足度向上	100%	6	6
2-1	総合相談支援業務	100%	12	12
2-2	権利擁護業務	90%	9	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	100%	12	12
2-4	地域ケア会議	100%	18	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100%	10	10
3	事業間連携	100%	10	10
		97%	107	110



圏域 中部東

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

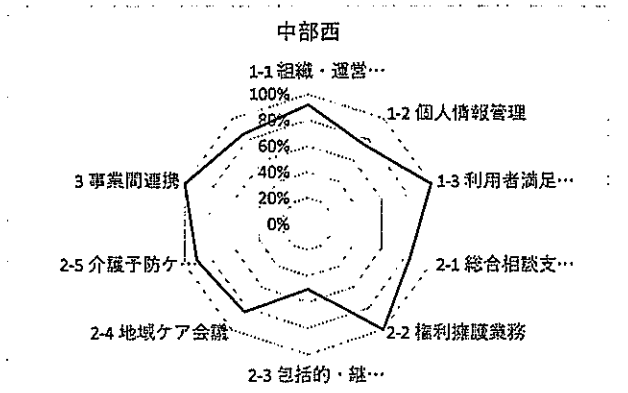
		中部東	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	92%	22	24
1-2	個人情報管理	100%	8	8
1-3	利用者満足度向上	100%	6	6
2-1	総合相談支援業務	100%	12	12
2-2	権利擁護業務	90%	9	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	100%	12	12
2-4	地域ケア会議	100%	18	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100%	10	10
3	事業間連携	100%	10	10
		97%	107	110



圏域 中部西

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

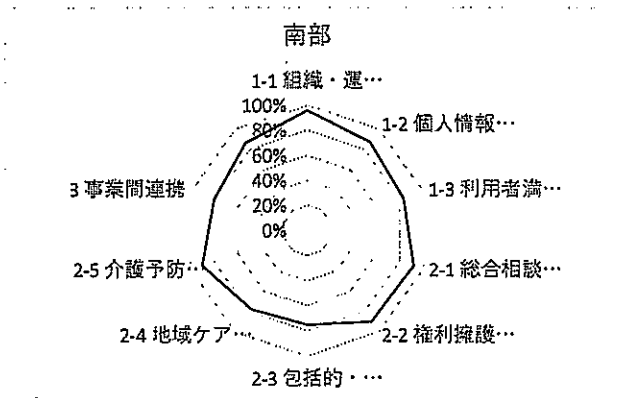
		中部西	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	92%	22	24
1-2	個人情報管理	75%	6	8
1-3	利用者満足度向上	100%	6	6
2-1	総合相談支援業務	83%	10	12
2-2	権利擁護業務	100%	10	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	50%	6	12
2-4	地域ケア会議	83%	15	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	90%	9	10
3	事業間連携	100%	10	10
		86%	94	110



圏域 南部

法人名 社会福祉法人 清郷会

		南部	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	96%	23	24
1-2	個人情報管理	88%	7	8
1-3	利用者満足度向上	83%	5	6
2-1	総合相談支援業務	92%	11	12
2-2	権利擁護業務	90%	9	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	75%	9	12
2-4	地域ケア会議	78%	14	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	90%	9	10
3	事業間連携	80%	8	10
		86%	95	110

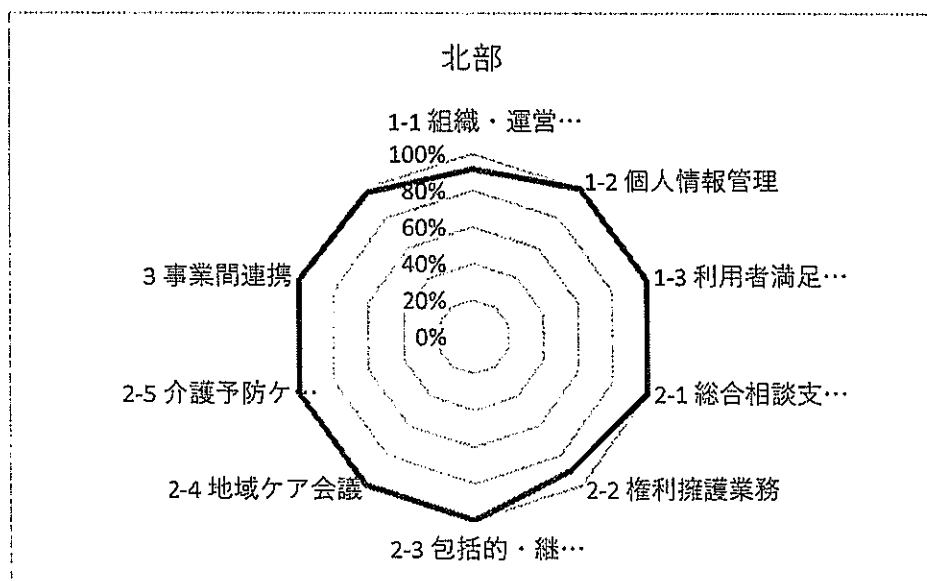


令和6年度 富里市委託型地域包括支援センター評価 総括表

圏 域 北部

法人名 (株) 千葉総合介護サービス

		北部	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	92%	22	24
1-2	個人情報管理	100%	8	8
1-3	利用者満足度向上	100%	6	6
2-1	総合相談支援業務	100%	12	12
2-2	権利擁護業務	90%	9	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	100%	12	12
2-4	地域ケア会議	100%	18	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100%	10	10
3	事業間連携	100%	10	10
		97%	107	110



<総評>

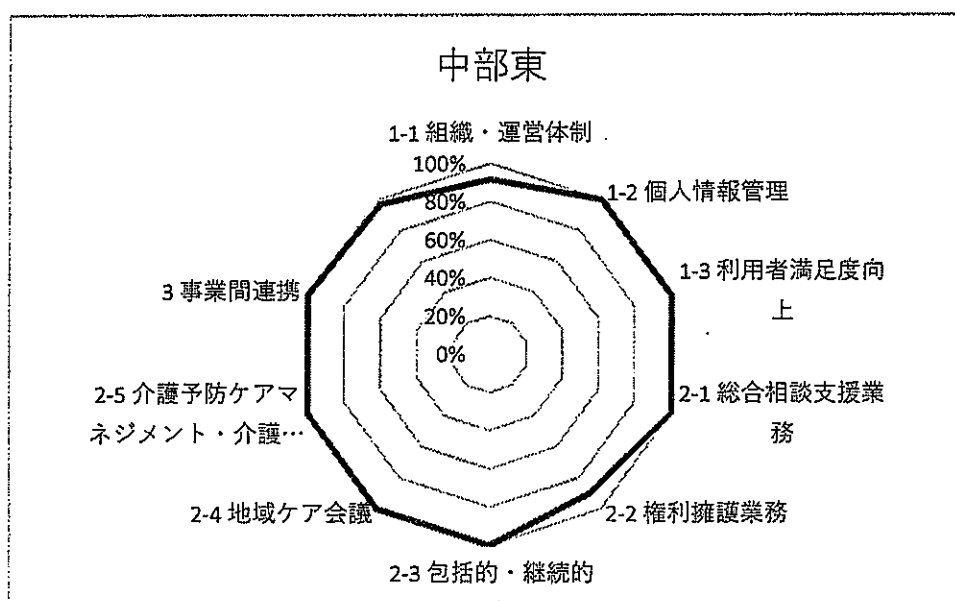
- ・地域ケア会議の機能を踏まえ、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議を実施した。特に、地域ケア推進会議では独居高齢者の事例を取り上げ、地域で何ができるかを関係者と検討した。
- ・北部健康教室や勉強会を実施し、毎回20～30名の方が参加され、地域住民の介護予防に関する意識向上の推進が効果的に図られていた。
- ・自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントを意識し、本人の意欲に働きかけながら目標指向型の計画を作成していた。特に、生活支援コーディネーターと連携して集いの場マップ等を活用しながら、地域の社会資源をケアプランに位置づけるようにし、地域での社会参加の機会を増やした。
- ・介護支援専門員のニーズを聞き取り、意見交換の場を設けた。
- ・自主活動として、スマホ教室や認知症サポーター養成講座、認知症の方やその家族のための交流会、家族介護教室等を開催し、地域支援事業に位置付けられる関連事業を幅広く実施した。

令和6年度 富里市委託型地域包括支援センター評価 総括表

圏 域 中部東

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

		中部東	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	92%	22	24
1-2	個人情報管理	100%	8	8
1-3	利用者満足度向上	100%	6	6
2-1	総合相談支援業務	100%	12	12
2-2	権利擁護業務	90%	9	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	100%	12	12
2-4	地域ケア会議	100%	18	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100%	10	10
3	事業間連携	100%	10	10
		97%	107	110



<総評>

・令和6年度は一般介護予防に重点を置き、地域での介護予防活動が高齢者に広く普及するよう務めた。特に、介護予防農園、スマホ教室、健康麻雀等のインフォーマルなサービスを積極的に提案し、地域の高齢者の社会参加や生きがいを促進した。また、地域の方が利用しやすい末廣農場を活用することで、より多くの参加につながった。

・地域の居宅介護支援事業所と勉強会を開催し、介護支援専門員のネットワーク構築や実践力の向上に繋げた。

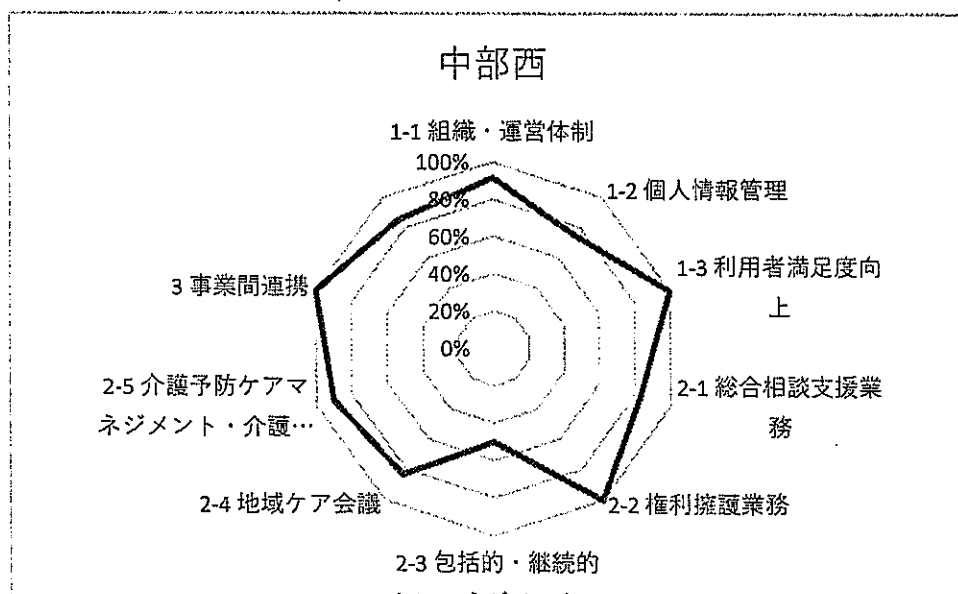
・令和6年度から令和7年度にかけて短期集中予防サービス利用者のケアマネジメントを担当し、自立支援型の介護予防ケアマネジメントを実施した。新規事業であったが、事業者と連携し適切な目標設定を行うことによってサービス終了後の社会参加につなげ、利用者が自身で状態維持できるよう支援した。

令和6年度 富里市委託型地域包括支援センター評価 総括表

圏 域 中部西

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

		中部西	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	92%	22	24
1-2	個人情報管理	75%	6	8
1-3	利用者満足度向上	100%	6	6
2-1	総合相談支援業務	83%	10	12
2-2	権利擁護業務	100%	10	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	50%	6	12
2-4	地域ケア会議	83%	15	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	90%	9	10
3	事業間連携	100%	10	10
		86%	94	110



<総評>

・令和6年度は一般介護予防に重点を置き、「さとしくんちょぎん体操」を福祉センターで週1回二部制により実施した。福祉センターで開催されていることで高齢者が安心して通うことができるためか、富里市内全域から参加者が集まり、ちょぎん体操や介護予防活動の普及につながった。

・民生委員とのネットワークを生かし、情報が寄せられやすい体制を構築することができていた。社会福祉協議会の強みを十分に発揮し、インフォーマルな社会資源を活用しながら地域の高齢者の実態把握を行った。そこで掘り起こされた支援困難ケースについては、基幹相談センターや消費生活センターなどの関係機関と連携し、適切な支援に繋ぐことができた。

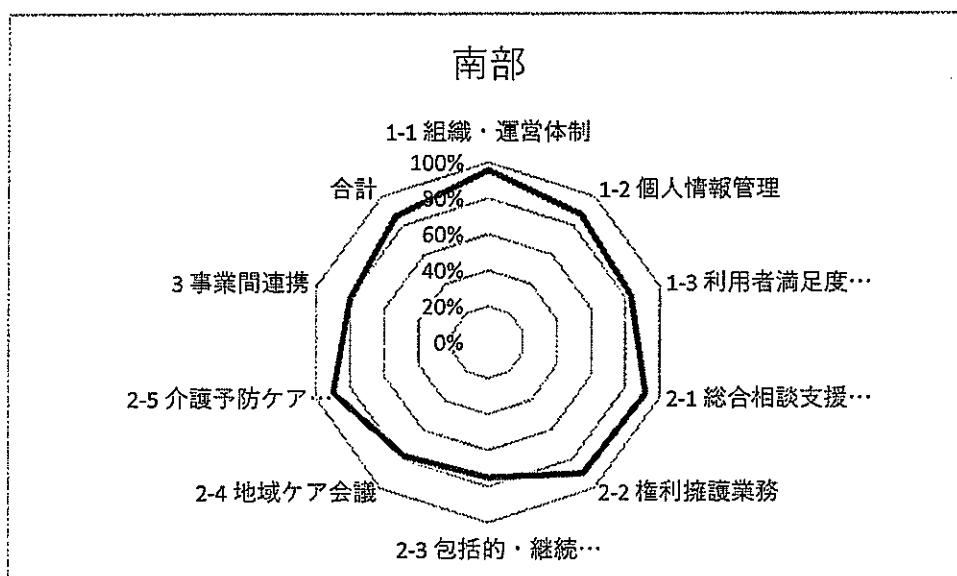
・家族介護教室を実施し、排泄の基礎やおむつ交換についての情報を提供することで、家族介護者の悩みに寄り添い、介護者の負担軽減に務めた。

令和6年度 富里市委託型地域包括支援センター評価 総括表

圏 域 南部

法人名 社会福祉法人 清郷会

		南部	評価点	満点
1-1	組織・運営体制	96%	23	24
1-2	個人情報管理	88%	7	8
1-3	利用者満足度向上	83%	5	6
2-1	総合相談支援業務	92%	11	12
2-2	権利擁護業務	90%	9	10
2-3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	75%	9	12
2-4	地域ケア会議	78%	14	18
2-5	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	90%	9	10
3	事業間連携	80%	8	10
合計		86%	95	110



<総評>

・地域ケア会議の機能を踏まえ、個別ケースから抽出された課題を取り上げ、地域ケア推進会議を開催した。参加した地域住民に対して会議の目的を明確に示すことにより、地域の課題解決力の強化に繋がった。

・担当圏域の介護支援専門員からの相談に対応できるよう、困りごと別の資源をまとめた一覧表を作成することで、介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう体制を整えている。

・権利擁護業務において、消費者被害や高齢者虐待などの相談について市や関係機関と情報共有及びケース会議を随時行った。状況により成年後見制度につなげるなど適切な対応が図られた。

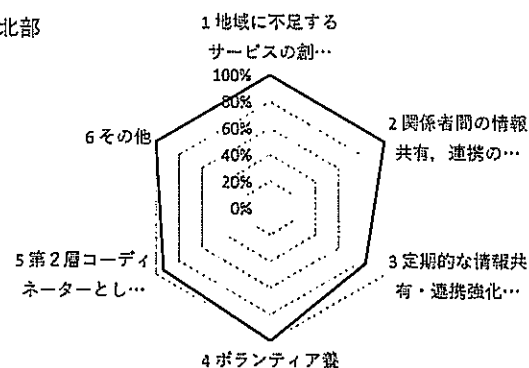
令和6年度 富里市生活支援体制整備事業委託評価 総括表

圏域 北部

法人名 千葉総合介護サービス(株)

	北部	評価点	満点
1 地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2 関係者間の情報共有、連携の体制づくり等	100%	8	8
3 定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	83%	5	6
4 ボランティア養成	100%	4	4
5 第2層コーディネーターとしての業務管理	94%	15	16
6 その他	100%	2	2
	96%	50	52

北部

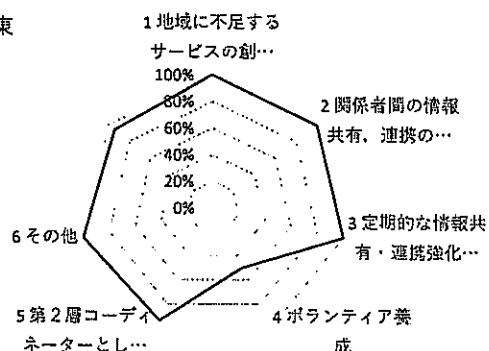


圏域 中部東

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

	中部東	評価点	満点
1 地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2 関係者間の情報共有、連携の体制づくり等	100%	8	8
3 定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	100%	6	6
4 ボランティア養成	50%	2	4
5 第2層コーディネーターとしての業務管理	94%	15	16
6 その他	100%	2	2
	94%	49	52

中部東

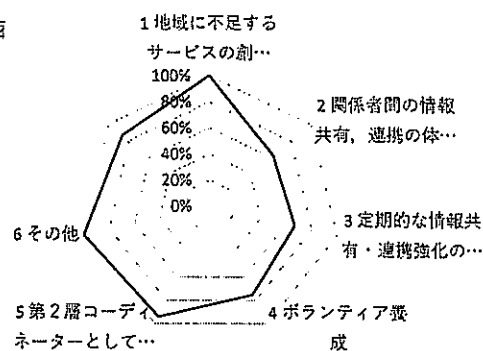


圏域 中部西

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

	中部西	評価点	満点
1 地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2 関係者間の情報共有、連携の体制づくり等	63%	5	8
3 定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	67%	4	6
4 ボランティア養成	75%	3	4
5 第2層コーディネーターとしての業務管理	94%	15	16
6 その他	100%	2	2
	87%	45	52

中部西

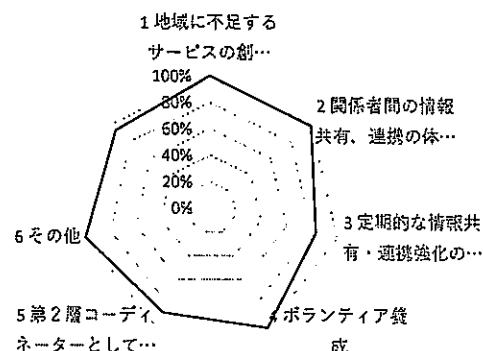


圏域 南部

法人名 社会福祉法人 清郷会

	南部	評価点	満点
1 地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2 関係者間の情報共有、連携の体制づくり等	100%	8	8
3 定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	83%	5	6
4 ボランティア養成	100%	4	4
5 第2層コーディネーターとしての業務管理	88%	14	16
6 その他	100%	2	2
	94%	49	52

南部

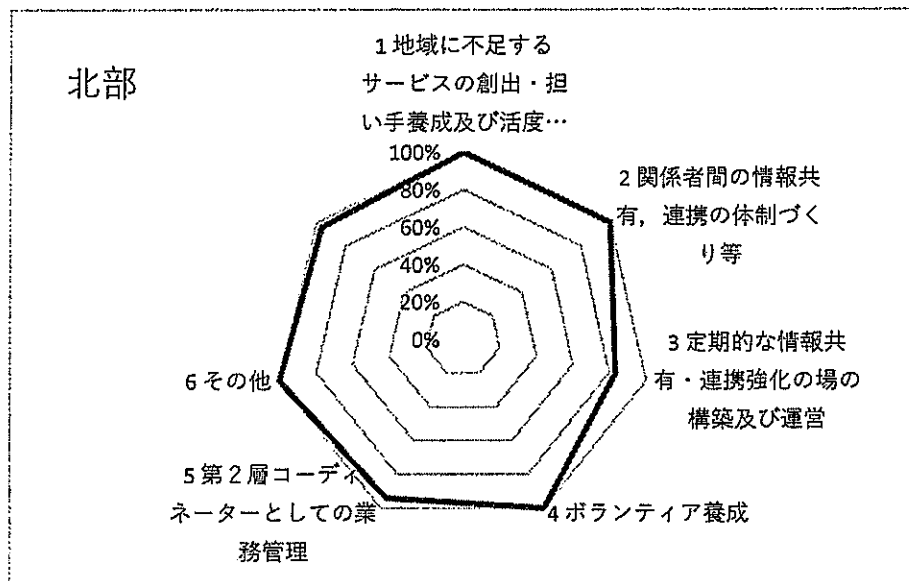


令和6年度 富里市生活支援体制整備事業委託評価 総括表

圏 域 北部

法人名 (株) 千葉総合介護サービス

		北部	評価点	満点
1	地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2	関係者間の情報共有, 連携の体制づくり等	100%	8	8
3	定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	83%	5	6
4	ボランティア養成	100%	4	4
5	第2層コーディネーターとしての業務管理	94%	15	16
6	その他	100%	2	2
		96%	50	52



<総評>

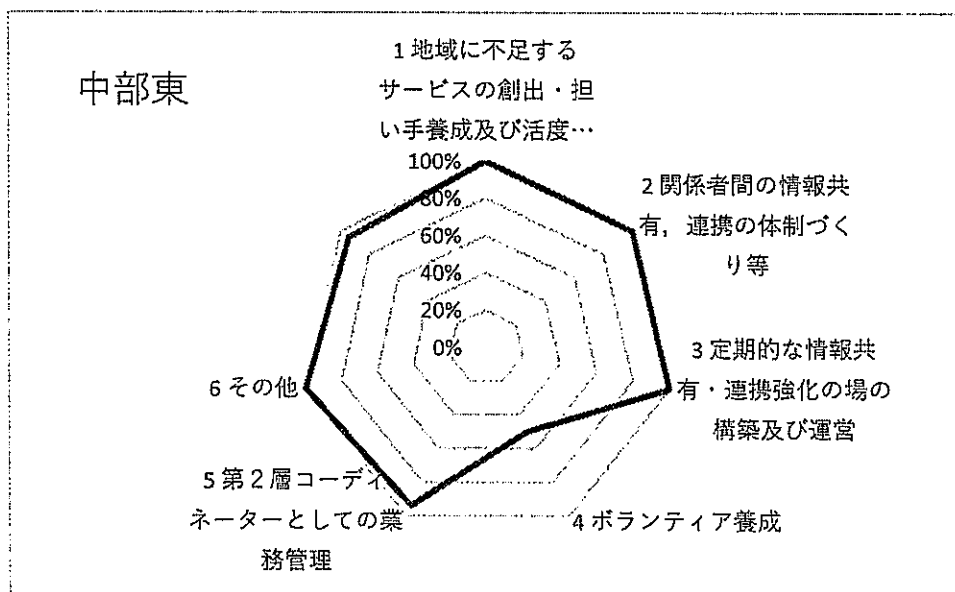
- ・資源把握のため地域の様々な集いの場や団体に顔を出し、高齢者の活躍の場を意識して働きかけた。集いの場13か所、サークル活動29か所、その他介護施設等の情報も適宜更新したことにより、地域の高齢者に様々な活動の場を提供することができた。
- ・個別ケースから抽出された課題について協議体等で地域住民と共有し、スマホ教室や男の料理教室の立ち上げに繋げた。
- ・各種研修会等に積極的に参加し、関連する制度の理解や生活支援コーディネーターとしての資質向上に務めた。

令和6年度 富里市生活支援体制整備事業委託評価 総括表

圏 域 中部東

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

		中部東	評価点	満点
1	地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2	関係者間の情報共有、連携の体制づくり等	100%	8	8
3	定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	100%	6	6
4	ボランティア養成	50%	2	4
5	第2層コーディネーターとしての業務管理	94%	15	16
6	その他	100%	2	2
		94%	49	52



<総評>

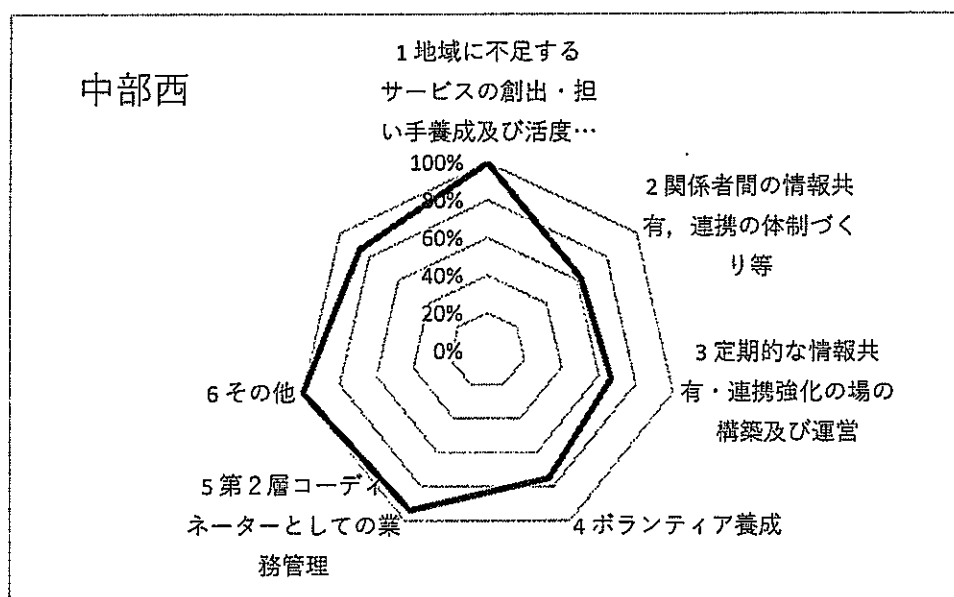
- ・集いの場の立ち上げメンバーとの話し合いを重ね、住民主体で運営できるよう後方支援を行いながら、地域での介護予防活動の普及啓発に務めた。また、高齢者の活動の場が不足している地域に働きかけ、新たなサービスの創出を目指した。
- ・把握した地域資源や創出したサービスを地域住民に広く周知し、ニーズに合わせて適宜サービスをマッチングすることができた。
- ・住民団体との連携を円滑に図るため、LINE等を活用しネットワークを構築した。

令和6年度 富里市生活支援体制整備事業委託評価 総括表

圏 域 中部西

法人名 社会福祉法人 富里市社会福祉協議会

		中部西	評価点	満点
1	地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2	関係者間の情報共有、連携の体制づくり等	63%	5	8
3	定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	67%	4	6
4	ボランティア養成	75%	3	4
5	第2層コーディネーターとしての業務管理	94%	15	16
6	その他	100%	2	2
		87%	45	52



<総評>

・社会福祉協議会の強みを生かし、ささえ愛サービスやシルバークラブ連合会などと連携した。また、住民団体の活動の場に出向き、説明できる環境や関係づくりに務めた。

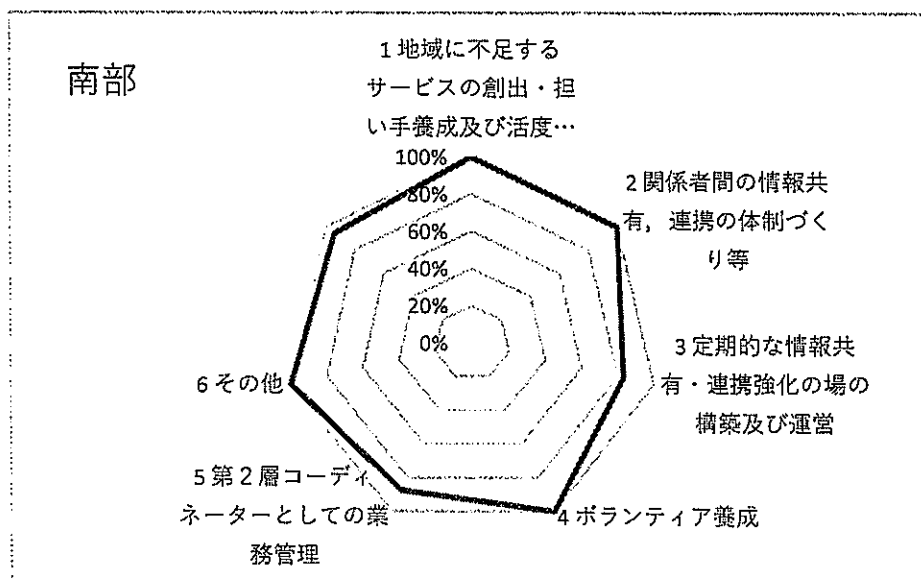
・地域にある資源（ふるさと公園など）を地域住民が活動の場として使えるよう、介護予防に資する活動を企画し、社会参加や運動機能向上など参加者の意欲を引き出すことができた。また、定期的開催されるさとしくんちょきん体操やささえ愛サロンに多くの高齢者が参加し、福祉センターが高齢者の活動する場として定着した。

令和6年度 富里市生活支援体制整備事業委託評価 総括表

圏 域 南部

法人名 社会福祉法人 清郷会

		南部	評価点	満点
1	地域に不足するサービスの創出・担い手養成及び活度の場の確保	100%	16	16
2	関係者間の情報共有, 連携の体制づくり等	100%	8	8
3	定期的な情報共有・連携強化の場の構築及び運営	83%	5	6
4	ボランティア養成	100%	4	4
5	第2層コーディネーターとしての業務管理	88%	14	16
6	その他	100%	2	2
		94%	49	52



< 総評 >

- ・ 住民が課題解決に向けての取り組みを検討する際に、サービス創出のために必要な情報の提供やアンケート等を提案し、住民主体の活動を支援した。
- ・ コロナ禍で様々な地域の集まりがなくなったが、SCが連携の体制づくりを行ってきた結果、新たな通いの場が増えてきており、各団体と情報共有することができた。また、地区社協と協働し、歩いて行ける場所で講座を開催した。（全8地区で開催）
- ・ ごみ問題について地域の関係者と話し合いを継続しており、地域住民でできることを活発に話し合うことができた。

令和 7 年度 富里市における集団指導のスケジュール（予定）

●集団指導

地域密着型事業所

令和 8 年 3 月 開催予定（場所：市すこやかセンター 2 階会議室）

*適正な事業運営の実施について

*個別実施指導を終えて

居宅介護支援事業所

令和 8 年 3 月 開催予定（場所：市すこやかセンター 2 階会議室）

*適正な事業運営の実施について

*個別実施指導を終えて